

国際カルテル事件における各国競争当局の
執行に関する事例調査報告書

2016年6月
経済産業省

はじめに

経済のグローバル化、相互依存関係の深化に伴い、商品・サービスの取引が国境¹を越えて行われているなか、日本企業にとって、取引を行う国々における各種法令を十分に把握した上で企業活動を行うことが不可欠となっている。そのような法令の一つに、日本の独占禁止法に相当する競争法がある。現在、競争制限行為を規制し競争を促進する目的で、100以上の国々が競争法²を有している。しかし、その規制内容、程度、方法、効果、執行等は、その国の経済、社会、文化等の違いから一様ではない。

こうした中、近年、日本企業がカルテルに関与したとして、複数国の競争当局により摘発・制裁を受けるケースが見受けられる。具体的には、制裁金・課徴金といった行政による制裁か、罰金・禁固刑という刑事制裁によるという手法の違いはあるものの、どの競争当局においても、カルテル等の競争制限行為の抑止という観点から競争法の執行が強化されてきている傾向がある。その場合において、制裁を受けた企業に対する重疊的な法の適用及びそれらに伴う制裁金等の多重賦課が生じる可能性がある。複数国の競争当局による制裁金等³の多重賦課により、行為態様に比して極端に制裁金額が高くなる場合、比例原則の観点からも問題となる可能性は否定できない。

そこで、これらの状況を整理するため、本調査研究においては、改めて主要な国際カルテル事件を、公表されている判決文、司法取引合意書（Plea Agreement）、略式起訴状（Information）等を元に、重疊適用・多重賦課の生じうる類型毎に分析し、制裁金等の多重賦課の状況や競争当局の運用・対応について整理を行った。

なお、本報告書は、経済産業省の実施する平成27年度市場競争環境評価調査「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査」に基づき次の体制で実施した調査研究を取りまとめたものである。

<調査研究実施体制>

木下 孝彦 一般財団法人比較法研究センター 主幹研究員

菊本 千秋 一般財団法人比較法研究センター 研究員

不藤 真麻 一般財団法人比較法研究センター 調査研究員

池田 毅 森・濱田松本法律事務所 弁護士

竹腰 沙織 森・濱田松本法律事務所 弁護士

柿元 将希 森・濱田松本法律事務所 弁護士

また、本調査研究の実施に際しては、有識者から貴重なご意見を頂いた（五十音順）。

泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科 教授

根岸 哲 甲南大学法科大学院 教授

¹ 本報告書において、国及び地域の総称として、「国」と記載する場合がある。

² 「競争法」は我が国独占禁止法に相当する各国法を総称したものである。各国法を個別に示す場合には独占禁止法（独禁法）、EU競争法、米国反トラスト法等と記載する。

³ 事業者に対して課される金銭的制裁を総称して、制裁金等という。ただし、各国法による金銭的制裁を個別に示す場合には、罰金、制裁金、課徴金等と記載する。

目次

I. 調査の概要	1
II. 各国競争法の執行状況	2
1. 米国における運用	2
2. 欧州における運用	4
3. 日本における運用	5
4. その他の国における運用	7
5. 国際カルテル事例の類型化	9
III. 主要な国際カルテル事例	11
1. 市場分割カルテル	11
1-1. マリンホース	11
1-2. 黒鉛電極	13
1-3. ビタミン	16
1-4. 電力ケーブル	18
1-5. 小括	20
2. 部品カルテル	21
2-1. ワイヤハーネス	21
2-2. ベアリング	24
2-3. DRAM.....	29
2-4. 液晶パネル	31
2-5. ブラウン管	35
2-6. 小括	38
3. 交通サービス	40
3-1. フレイト・フォワーディング	40
3-2. 旅客・貨物航空	45
3-3. 自動車等運搬船	47
3-4. 小括	49
4. 指標カルテル	51
4-1. ポタシュ	51
4-2. 銀行間取引金利 (LIBOR)	53
4-3. 小括	57
IV. おわりに	57

I. 調査の概要

競争法が自国外でなされた行為に対しても適用されることは、一般的に域外適用と呼ばれる。競争法の域外適用について、多くの競争当局は域外適用を予定する法令上の規定やガイドライン等を有しており、欧米においては実際に盛んに執行されている。そして、事業者の活動が国境を跨ぐものであること及び各国競争当局が競争法を域外適用することから、各国競争法が事業者の同一の行為に対して重ねて適用されるという重畳適用、及び制裁金が多重に賦課されるという多重賦課が生じることは、当然の帰結である。ここで、重畳適用や多重賦課とは、単に、特定の行為に対して複数の競争法が適用される、複数の競争当局から制裁金等を課されるということを意味しており、国際法上も違法となり得るいわゆる二重処罰や一事不再理 (non bis in idem) を意味するものではない。すなわち、重畳適用や多重賦課自体を否定するものではない。しかし、過度な運用がなされれば、行為態様に比して極端に制裁金額が高くなる場合があり、その場合には比例原則の観点からも問題となる可能性は否定できない。これに対する一つの解決策は国家間で執行を調整するということであり、その国家間の執行を調整する概念としては礼讓 (消極礼讓・積極礼讓) が存在する。もっとも、競争当局がこの点で礼讓に配慮するという姿勢は、現状、少なくとも個別事件の法的措置等に関する公表文等からは明らかではない。

しかしながら、重畳適用・多重賦課に直面した被疑事業者にとって、必ずしも違反行為による影響が世界各国の競争法の執行を惹起することを予見できていたとは限らず、事業者は一つの違反行為に関して複数の競争当局からの調査及び執行に対応しなければならない。しかも、競争当局によって執行の基準が異なり、特定の取引について、ある競争当局は執行の対象とし、別の競争当局は執行の対象としないということがしばしば生じる。その最たる例が制裁金等の算定であり、競争当局間で取引の適用対象がまちまちであるため、その制裁金等の算定の考え方や金額も大きく異なることになる。もちろんカルテルを実施した事業者はその行為につき責任を負う必要があるものの、重畳適用の場合には、対応にかかる期間、コスト、制裁金等の総額等について予見可能性が低いいため、このような状況は、健全な事業活動を促進するという観点から、一定程度の改善が求められるものと思われる。

そこで、上記の課題を整理するための前提として、本調査研究においては、これまでの執行事例等から、どのような場合に競争法の重畳適用・多重賦課が生じているかについて整理することとする。制裁金等の多重賦課は、市場を分割することから生じるもの、国際分業により部品生産と最終製品が異なる国で製造・輸出・輸入されることから生じるもの等、様々な場合があると考えられる。本報告書では、これまでの執行事例から重畳適用・多重賦課が典型的に生じると考えられる場面を後述する四類型に分け、それぞれの類型において典型例と考えられる執行事案について、その内容を概観した上で、重畳適用・多重賦課の有無・範囲等について整理分析を行い、最後に、全体を俯瞰することとする。

本報告書の趣旨は、各国の競争法執行に対して異議を述べようとするものではなく、違法ではない運用であったとしても、健全な事業活動の促進の観点からは、より注意深く競争当局間で調整が図られることが望ましい状況があり得るということについて、認識を促すものである。

なお、実際の執行の範囲は必ずしもすべて公表されていなかったり、制裁金等を自国・地域内の売上高に限定する運用を行っていたりすることから、現実にこれらの問題が必ず生じているかは不明であり、また結論としては生じていない事例もあることも否定しない。しかし、これらは確立した国際法の下における運用というわけではなく、あくまで自国・地域の競争法の裁量の範囲で行われていると考えられていることから、必ずしも結論が保証されているものではない。そのため、各事例においては、現に生じたものに限らず、潜在的な重畳適用・多重賦課についても触れることとする。また、主として競争当局による摘発事例を扱うが、一部、国際的な適用範囲について検討するに際し重要な民事訴訟案件も、競争当局による摘発事例との比較の意味で扱うこととする。また、競争法を域外適用し、国を超える個人に対する刑事処罰については極めて重要な論点であることは認識しているが、本報告書では、法人に対する法執行に焦点をあてることとする。

II. 各国競争法の執行状況

現在では競争法が域外適用されることは至極当然のことと受け取られているが、古くから必ずしもそのように考えられていたわけではない。むしろ、国際的な企業活動において、競争法の違反行為が主として国外で行われた場合であっても、そのうち国内で行われる行為に限って競争法が適用されるとする属地主義の原則が1990年頃までは一般的であった。これは、違反行為の全てあるいは一部が国内で行われた時にのみ競争法が適用されるものである。しかし、経済活動の国際化に伴い、国外での行為が国内の市場に実質的な効果を与える場合に国外の行為についても競争法が適用できるという効果主義（効果理論）が国際的に認められてきている。

本章では、まず、米国、欧州及び我が国における競争法の域外適用について整理を行い、その後、競争法の重畳適用・制裁金等の多重賦課が典型的に生じると考えられる場面を四類型に分け、論点を取りまとめる。

1. 米国における運用

米国におけるカルテル行為の域外適用に関しては、Alcoa 事件⁴（1945年）において、外国企業が外国で行った行為であっても、米国への輸出に影響を及ぼす意図、及び実際に輸入に影響が生じた場合はシャーマン法が適用されるとする効果理論が採用されると米国第2巡回裁判所は判示した。また、1979年のTimberlane 事件⁵では、域外管轄権の行使に関する具体的制約条件として、①管轄権行使のためには米国の対外通商に一定の影響を及ぼした又は意図したこと、②損害を示す程度の実質上の多大な影響についての立証が必要であること、③対外通商への影響等の米国の利益は他国のそれと比べて十分強いものであること等の要素が挙げられた。その後のHartford Fire 事件⁶を通して、米国の通商に対する実質的影響が域外適用の判断にあたり重要な要素となってきた。かような判例法上の発展

⁴ United States v. Aluminum CO. of America, 148 F.2d, 416 (2d Cir.1945)

⁵ Timberlane Lumber Co. v. Bank of America N.T. & S.A., 549 F.2d 597(9th Cir. 1976)

⁶ Hartford Fire Ins, Co., v. California, 509 U.S. 764 (1993).

に合わせて、1982年に、米国議会は外国取引反トラスト改善法（Foreign Trade Antitrust Improvement Act : FTAlA）⁷を制定し、外国で行われた行為の「直接的」、「実質的」、「合理的に予見可能」な効果が米国に及び、その効果が米国反トラスト法上の請求原因である場合に、域外適用が可能であるとした。同法は、米国反トラスト法の域外適用に関連した明確な指針を提供することを目的とした。1988年には「国際事業活動に関する反トラスト施行ガイドライン（1988 Antitrust Enforcement Guidelines for International Operations）」が策定され、米国の輸出者の利益を害する国外の反トラスト行為であっても米国消費者に直接影響を与えない限り米国反トラスト法の適用はないとしたが、1992年に当該ガイドラインを改正し、米国消費者への直接的影響の有無に係わらず、米国輸出者の利益を害する輸出先企業の行為に対して米国反トラスト法を域外適用すると方向転換を行った。当該ガイドラインは1995年4月に新たに改正されているが基本的に1992年の改正を踏襲し、米国の輸出者の利益を害する行為についても米国反トラスト法の適用を肯定した⁸。FTAIAは、刑事のみならず民事についても適用されるが⁹、特に民事における適用基準や要件解釈¹⁰については争いもある。

このように、米国の域外適用に関する積極的な動きは、企業活動の国際化に伴う米国政府の通商政策の一環として展開してきている側面もあることに留意しておく必要がある。なお、米国におけるカルテルに対する制裁は、自然人に禁固刑及び罰金刑、法人に罰金刑が科せられる。米国量刑委員会による量刑ガイドライン（US Sentencing Guidelines）は、法人に対して基礎罰金額（Base Fine）¹¹に悪質性スコアから算定される乗率（Multiplier）¹²

⁷ FTAIA（15 U.S. Code §6a）は下記のように規定している。

本章の第1条ないし第7条（シャーマン法）は、以下の場合を除いて、（輸入取引又は輸入通商を除く）外国との取引又は通商を含む行為には適用されない。

（1）当該行為が、（A）外国との取引もしくは通商でない取引もしくは通商、又は外国との輸入取引もしくは輸入通商、又は（B）外国との輸出取引もしくは輸出通商で、当該取引又は通商に従事する者が米国内であるものに係る取引もしくは通商に対して、直接的、実質的、および合理的に予見可能な効果を有し、かつ（2）当該効果が本条以外の本章の1条ないし7条の規定に基づく請求権の原因となること。本章の第1条ないし第7条が当該行為に（1）（B）の効果によってのみ適用される場合、本章の第1条ないし第7条は、米国内の輸出事業への損害のためだけに当該行為に適用される。（泉水文夫「外国でなされたカルテルに対する競争法の適用範囲」（根岸哲古稀論文集『競争法の理論と課題』、有斐閣、2013年）、170頁）

⁸ もっとも、同ガイドラインに基づいて米国が純粋な輸出カルテルに対して米国反トラスト法を適用した例は見当たらない。

⁹ FTAIAに関する近年の主な判例として、F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S. A（エンパグラン事件、2004年）、Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc.（ミンケム事件、2012年）、Motorola Mobility LLC, v. AU Optronics Corp., et al.（モトローラ事件、2014年）等がある。

¹⁰ 例えば、事物管轄権か実体法上の要件かについて解釈が分かれている。United Phosphorus 判決（2003年）は前者、Animal Science 判決（2011年）、Minn-Chem 判決（2012年）は後者。さらに、FTAIAが定める国内効果例外の効果に関する3つの要件で、主な争点は「直接的」に関わるもので、実質的及び予見可能が問題となることは少ないとされる（参照：前出、泉水171-173、176頁）。

¹¹ 米国市場が影響を受けた取引額（Volume of affected commerce, VOC）の20%とされている。

¹² カルテルについては+5（開始点）から、他の要因が考慮され加減算して算出される悪質性スコア（カルテルの場合、最低乗率は1.00～2.00、最高乗率は2.00～4.00となっている）によって量刑範囲を画する乗率が決定される。ここで他の要因とは、① 役員の関与・企業規模（1～5ポイント加算）、② 前科（10年以内なら1ポイント、5年以内なら2ポイント加算）、③ 裁判所の命令違反（1～2ポイント加算）、④ 司法妨害（3ポイント加算）、⑤ 効果的なコンプライアンスプログラム（3ポイント減算）、⑥ 報告・協力・責任の引受け（1～5ポイントの減算）である。

を掛けて罰金額のレンジを算出し、その範囲内で罰金額を決定するとしているが、実際には司法取引で金額が大きく増減されている場合もある。

2. 欧州における運用

欧州における競争法の域外適用は、欧州委員会が 1969 年に、国際染料カルテル事件¹³において、EC 条約第 85 条（現 EU 機能条約第 101 条¹⁴）第 1 項の相互協調的行動に該当するとして、域外事業者に対しても、域外での行為が域内市場の経済効果に影響を与えたとして制裁金を課したことに始まる。これに対して、欧州裁判所は欧州委員会が下した効果理論を否定したものの、域外でなされた違反行為は域内の行為と共同して行われていると認容し、本件における欧州裁判所の管轄を認めている（客観的属地主義）。現在の域外適用の考え方は、その後の 1988 年の WoodPulp 事件判決¹⁵によって基礎が作られた。この事件により、域内に影響する場合、EC 競争法が適用されると判断されるようになった。当該判決では、(1) EC 競争法の管轄権は EC 域外で形成され EC 域内で実行された行為に及ぶこと、(2) EC 域外で締結された協定などについて、当該商品が EC 域内で販売された場合に EC 競争法の管轄権が及ぶこと、(3) 参加事業者が EC 域内販売において子会社、支店、代理店等を介さず、EC 域内の購買者に直接販売する場合にも原則として管轄権が及ぶこととし、EC 条約第 85 条を適用し域外適用を肯定している。すなわち、実施に関する基準は、商品の供給源や製造工場の所在にかかわらず、EC 域内で販売されることによって満たされることになる。また、その後の Gencor 事件判決¹⁶は、EC 企業結合規則の域外的な適用範囲を確認するものであった。その後 2004 年に、EC 域外で行われた行為に対する競争法の適用に関して客観的属地主義（あるいは効果理論）を採用する旨を定めたガイドライン「EC 条約第 81 条・第 82 条における取引への影響概念についてのガイドライン(Guidelines on the effect on trade concept contained in Articles 81 and 82 of the Treaty, OJ 2004/C 101/07)」が改正された。当該ガイドラインは、EC 条約第 81 条及び第 82 条（現 EU 機能条約第 101 条及び第 102 条）の適用範囲を定める。すなわち、「EC 条約第 81 条及び第 82 条違反の行為は、契約や慣行が EC 域内で行われていたとしても、一又は複数の事業者が域外であったとしても市場への影響があれば適用されるし、また、事業者がどこで設立されたか、契約がどこで締結されたかに関わらず適用されるし、契約や慣行が第三国でなされたものであったとしても EC 域内の市場に影響を与える可能性がある場合には適用され（上記ガイドラインパラグラフ第 100 条）」、「欧州法の管轄を確立するためには、第三国を含むか、第三国に

¹³ Imperial Chemical Industries Ltd. v. Commission, Case 48, 49, 51-57/69 [1972]

¹⁴ 2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により、「欧州共同体設立条約（EC 条約）」は、「欧州連合の機能に関する条約（EU 機能条約、Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU）」に改定された。当該リスボン条約第 5 条の規定により、EC 条約第 81 条・第 82 条は EU 機能条約第 101 条（カルテル規制）・第 102 条（市場における支配的地位の濫用規制）に変更されている。

¹⁵ Ahlström v. Commission of the European Communities, (Wood Pulp), Case 89/85 [1988]. 米国、カナダ、スカンジナビア諸国の木材パルプ製造業者 41 社が、共同体市場内の買手に対して、木材パルプの価格を固定する協調行為を行った。

¹⁶ Gencor Ltd, v Commission of the European Communities, Case T-102/96 [1999]. 南アフリカ企業のジェンコール（Gencor）と英国企業ローンロ（Lonrho）の南アフリカ子会社ローンロ LPD 社との間のプラチナ鉱業事業に関する結合に関して、両会社が南アフリカの会社間の買収であるにも係わらず、EU の基準に基づき、買収を認可しなかった。

所在する事業者を含む協定及び実施行為が、欧州域内における国際経済活動に影響を及ぼすおそれがあることで足りる（同第 101 条）」とされる。そして、かかる協定及び実施行為によって及ぼされる影響の判断にあたっては、事業者の事業内容や潜在的意図が反映された協定あるいは実施行為の目的を主に調査することが妥当とされている（同第 102 条）。さらに、欧州域内の競争制限を目的とする協定又は実施行為は、欧州域内の競争及び加盟国間の取引に直接的な影響をもたらす（同第 103 条）と定める。その上で、具体的な場面（輸入に関するホーム・テリトリー・ルール（同第 104 条）、輸出カルテルによる欧州域内への商品量の制限による価格競争の減少（同第 105 条）、欧州域内の競争制限を目的としない協定や事業行為についての調査（同第 106 条）、運送カルテルにおける間接販売の考え方（同第 107 条）、欧州域内のサプライヤーと第三国ディストリビュータとの間の再輸入に関する垂直的協定（同第 108 条）、輸出される商品の量と欧州域内で販売される商品の量に関する協定（同第 109 条））が示されている。

ただし、域内市場への影響があれば常に執行の対象になるというわけではない。近年では、2010 年の液晶パネル（LCD パネル）カルテル事件¹⁷において、① 違反行為者による欧州経済地域（EEA）域内への顧客への部品の直接販売、② 違反行為者による EEA 域内への完成品の直接販売、さらには③ 違反行為者が EEA 域外の顧客へ販売し当該顧客が EEA 域外で加工して EEA 域内へ販売するものも執行の対象としたが、③については①②による十分抑止効果があるとして制裁金は課していない。このように、域内市場に対して違反行為による影響があったとしても、どの売上げを制裁金の対象とするかについては、基本的には欧州委員会の裁量に委ねられている。

なお、2006 年 6 月に公表された制裁金ガイドライン（Guidelines on the effect on trade concept contained in Articles 81 and 82 of the Treaty, OJ 2004/C 101/07）によると、行政制裁金は、「直近事業年度の違法行為が行われた関連商品売上高×最大 30%×継続年数+直近事業年度の違法行為が行われた関連商品売上高×（15-25）%¹⁸」を基礎金額として加減算事由を勘案して出されるとしている。最終的には、上限金額を直近年度の全世界売上の 10%を超えない範囲で行政制裁金が調整される。

3. 日本における運用

他の法域と異なり、日本の法令には自国外に所在する企業への独占禁止法（以下「独禁法」という。）の適用に関する明文規定は存在しないとも言えるが¹⁹、その解釈上、域外適用ができないとは考えられていない。すなわち、公正取引委員会（以下「公取委」という。）

¹⁷ Commission Decision of 13.5.2009, Case COMP/C-3/37, 900-Intel, paras. 1773-1777.

¹⁸ 「直近事業年度の違法行為が行われた関連商品売上高×（15-25）%」の部分はエントリー・フィーと呼ばれる。

¹⁹ ただし、独禁法第 6 条は不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約を禁止しており、企業結合規制において「会社」は外国会社を含むとされているから、何の規定もないということではない。私的独占又は不当な取引制限の禁止を規定する第 3 条の適用範囲を示した記載がないという趣旨である。

は、1952年の日本光学工業(株)事件²⁰の審決においては効果主義の趣旨を述べ、外国企業を関係人とした1972年の審決(日本郵船(株)他5名に関する件)²¹及び小松・ビサイラス国際契約事件²²における公取委事務局の審査官意見からは独禁法の域外適用基準として客観的属地主義を採用しているとも考えられる。

その後、1987年から1989年までの「独占禁止法涉外問題研究会」における公取委及び有識者による議論を経て、1990年「ダンピング規制と競争政策・独占禁止法の域外適用」(以下「公取委報告書」という)²³においては、独禁法の域外適用について「外国企業への我が国独占禁止法適用基準を、属地主義あるいは効果主義と分類することにより説明することは必要ではない。外国企業の行為への我が国独占禁止法の適用についての公取委の審決は、属地主義と効果主義のどちらの考え方を意識して行われたものでもなく、外国企業の行為が、我が国独占禁止法上の違反行為規定(『不当な取引制限』等)の構成要件に該当するかの検討を行うことによつてなされてきたものである。」とした上で、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる。外国企業の支店あるいは子会社が日本国内に所在することは、独占禁止法適用上の必要条件ではない。したがって、国内市場の競争を阻害する行為については、我が国独占禁止法を構成するに足る事実があれば、外国所在企業も独占禁止法による規制の対象となると考えることが妥当である。」²⁴とした。同報告書は、効果理論(効果主義)として説明することは不要であると述べているものの、実質的には効果理論を肯定しているものとも考えられる。加えて、1998年のノーディオン事件²⁵等を経て2002年の独禁法改正等により域外適用に資する制度整備(外国送達規定の整備)が進んだ。その後、マリンホース事件²⁶(2008年)、BHP ビリトン事件²⁷(2008年)、ブラウン管事件²⁸(2009年)、ジンマー・バイオメット事件²⁹等が域外適用の事案としてある。

²⁰ 昭和27年9月3日公取委審決・審決集4巻30頁。審決案「私的独占禁止法は、日本国内又は日本の国際通商に影響を与える限りその適用を妨げられないものと解すべく」及び審決「審決案の意見が概ね正当であると考えられる」とする。公取委報告書63-64頁参照。

²¹ 昭和47年8月18日公取委審決・審決集19巻57頁。関係人5名のうち4名は外国の船会社であり、日本国内における契約締結の行為に対して独禁法を適用した。公取委報告書64頁参照。

²² 公取委審判開始決定昭和54年10月1日審決集28巻82頁、審判打切決定昭和56年10月26日審決集28巻79頁。審判手続において、公取委事務局審査官が外国事業者が事業活動の一部を日本国内で行っている場合には、審判における被審人となりうるとの意見を述べた。公取委報告書65頁参照。

²³ 公正取引委員会事務局編『ダンピング規制と競争政策・独占禁止法の域外適用(独占禁止法涉外問題研究会報告書)』(平成2年2月13日発行)

²⁴ 公取委報告書67頁参照

²⁵ 公取委勧告審決平成10年9月3日審決集45巻148頁。本事件において公取委は、日本に拠点を有しない外国事業者を被審人として独禁法を適用した。

²⁶ 公取委排除措置命令・課徴金納付命令平成20・2・20審決集54巻512頁、623頁。

²⁷ 公取委は2008年7月にBHP ビリトンに対し正式に審査を開始し、同年9月24日に報告命令を公示伝達等行ったが、その後の計画の断念を受けて審査を打ち切った。

4. その他の国における運用

中華人民共和国独占禁止法³⁰において域外適用は、「中華人民共和国内の経済活動における独占行為には、この法律が適用される。国外で行われる行為のうち、国内市場における競争に対し、これを排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される」（同法第2条）と効果主義に基づく域外適用が明文化されている。制裁金の算定方法は、①独占協定をすでに締結し、かつそれが実施される場合と、②独占協定が締結されるがまだ実施されていない場合に分けて規定されている。①の場合は、前年度売上高の1～10%の制裁金が課され、②の場合には50万元以下の制裁金が課される（同法第46条第1項）。また、カルテル等の場合には、制裁金の賦課とは別に、違法所得が没収される（同法第46条第1項）。さらに、制裁金の具体的な金額を確定するにあたり、違法行為の性質、程度及び存続期間などの要素が考慮される（同法第49条）。なお、制裁金算定に関するガイドラインはないようである。

韓国独占禁止法（独占規制及び公正取引に関する法律）³¹において域外適用は、「この法律は、国外においてなされた行為であっても、国内市場に影響を及ぼす場合には、適用する」と効果主義に基づく域外適用が明文化されている（同法第2条の2（国外の行為に対する適用））。課徴金の算定方法については、①違反行為の内容及び程度、②違反行為の期間及び回数、③違反行為により取得した利益の規模等を参酌し、韓国公取委が裁量に基づき決定する（同法第55条の3）³²。カルテルに対する課徴金は、不当な共同行為（同法第19条）として、関連売上額の10%（売上額がない場合等は20億ウォン）以下と定められており（同法第22条）、具体的には、基本額の算定、義務的な調整、裁量的な調整、課徴金額の算定（リニエーションによる減免含む）の4段階を経て決定される。

南アフリカ競争法³³は、国内に影響を及ぼす効果がある同国における全ての経済活動に関し競争法が適用されると規定しており（同法第3条第1項）³⁴、効果主義に基づく域外適用

²⁸ 公取委排除措置命令・課徴金納付命令平成21・10・7審決集56巻第2分冊71頁、173頁。2009年から2010年にかけて東南アジア地域のブラウン管製造業者等に対して公取委が排除措置命令及び課徴金納付命令を出している。その後、2015年5月29日に公取委は、被審人5社に対して排除措置命令の取り消す審決を出した（ただし、当該審決は排除措置命令の必要性を否定したにとどまり独禁法の適用を否定したものではない。）。<http://www.koutori-kyokai.or.jp/announce/items.cgi?id=1433314710>

²⁹ 公取委は、企業結合に関して審査を行ってきたが、2015年3月25日付けで、当事会社が申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、当事会社に対し、排除措置命令を行わないとした
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150325.files/150325.pdf>

³⁰ 2007年8月30日制定、2008年8月1日施行。

³¹ 韓国独占規制及び公正取引に関する法律は1980年12月31日に制定され、直近では2014年5月28日に改正され、同年11月29日から施行されている。

³² 2014年2月に公表された「課徴金賦課の細部基準などに関する告示」（同年8月21日施行）において、再犯加重の対象者が拡大されるとともに、軽減算定率が縮小された（独占禁止法コンプライアンスの模範的運用事業者に対する課徴金軽減の廃止等）。

³³ 1998年、2001年改正

³⁴ “Competition Act Law #89 of 1998” Chapter 3. Application of Act

(1) This Act applies to all economic activity within, or having an effect within, the Republic
<http://www.compcom.co.za/wp-content/uploads/2014/09/pocket-act-august-20141.pdf>

が肯定されている。課徴金算定にあたっては、違反行為を行った企業の南アフリカにおける売上及び南アフリカからの輸出の売上の10%を超えない範囲としている(同法第59条第2項)。また、同条第3項では、課徴金算定にあたり考慮される要因として、(a) 行為の性質、期間、重大性及び違反行為の程度、(b) 違反行為の結果、生じた損失と損害、(c) 違反者の態度、(d) 違反行為が発生した市場環境、(e) 違反行為から生じた利益レベル、(f) 当局に対する協力程度、(g) 過去の違反行為の有無を挙げている。

ブラジル競争法³⁵において域外適用は、ブラジル国内で行為の全部又は一部が行われた場合、又はその影響が国内に影響が及ぶか、及ぶ可能性がある場合には競争法が適用されるとする効果主義が採用されており(同法第2条³⁶)、非市民並びにブラジルに居住を持たない企業並びに個人に対しても適用されるとしている(同法第2条第2項)。制裁金算定にあたっては、違反行為により影響を受けた経済分野における企業又はグループ企業の前年度課税前売上の0.1~20%の範囲としている(同法第37条第I)。なお、故意による違反行為に対しては1~20%の制裁金が課せられる(同法第37条第III)。さらに、累犯については制裁金が倍額になること(同法第37条第III第1項)、同条第Iに関する制裁金算出にあたり、違反行為があった経済分野における売上がわからず、あっても不完全であったり、信頼できるものでなかったりする場合には、企業あるいはグループ会社の総売上が考慮されるとしている(同法第37条第III第2項)。

ロシア独占禁止法³⁷において域外適用は、ロシア国民及び(又は)ロシア連邦外の個人もしくは団体との間の契約並びにこれらの者による行為に関し、当該契約あるいは行為がロシア連邦における競争状況に影響を与える場合に当該法が適用される(同法第3条第2項³⁸)と規定しており、効果主義が採用されている。制裁金算定にあたっては、制裁金の増減等がロシア行政上の違反行為に関する法律³⁹に従って算出される。具体的な制裁金は、違反行為が行われた市場での前年度の企業の商品販売(サービスを含む)からの収入の1~15%の範囲としている(同法第14.32条第1項)。また、企業の違反行為が行われた市場での商品の販売収入が当該企業の総収入の75%を超える場合には、制裁金は、違反行為が行われた市場での前年度の企業の商品販売(サービスを含む)からの収入の0.3~3%の範囲としている(同法第14.32条第1項)。

³⁵ 2011年法律No.12.529。1994年法律8884に代わって制定された。

³⁶ ブラジル競争法第2条は下記のように定めている。「Art. 2. This Law applies, without prejudice to the conventions and treaties of which Brazil is a signatory, to practices performed, in full or in part, on the national territory, or that produce or may produce effects thereon.」

³⁷ Federal Law No.135-FZ of July 16th, 2006 "On Protection of Competition" (as amended in 2011)

³⁸ 2. Provisions of this Federal Law are applicable to the agreements reached between Russian and (or) foreign persons or organizations outside the Russian Federation, as well as to actions performed by them, if such agreements or actions affect the state of competition in the Russian Federation.

³⁹ Russian Code of Administrative Offences, No. 195-Fz Of December 30, 2001. 課徴金 (administrative fines) については Article 3.5 に規定がある。

インド競争法⁴⁰において域外適用は、国外での行為がインド国内に悪影響を与える場合において競争法の域外適用があるとし、効果主義が採用されている（同法第 32 条）。具体的には、(a) セクション 3 に規定する契約がインド国外に対してなされたもの、(b) 当該契約の締結者がインド国外にいること、(c) 支配的地位を濫用する企業が外国であること、(d) 結合がインド国外でなされたもの、(e) 結合を行った企業が外国であること、(f) 合意・支配的地位・結合に基づいて行われた如何なる事項あるいは行為が外国でなされたものであったとしても、それらがインド国内の競争において明確に悪影響を及ぼす又は及ぼしそうな場合は、インド競争当局（Competition Commission India : CCI）は競争法を適用する権限を有するとしている。制裁金の算出については、競争制限及び支配的地位の濫用の場合には、企業の過去 3 年間の平均売上の平均の 10% とするとしている。しかし、カルテルの場合は、カルテルの継続期間の各年度における利益の最大 3 倍、あるいは当該カルテルの継続期間の各年度の売上の 10% のいずれか高い方が課せられる（同法第 27 条 (b)）。なお、制裁金の算定のガイドラインはなく、CCI の裁量によるところが大きい。

5. 国際カルテル事例の類型化

域外適用がなされる場合、カルテル行為が行われた国の競争当局による執行もなされるときには、重畳適用・多重賦課が生ずる可能性が高い。これらについては一定の類型化が可能であると思われ、その課題を把握するにあたっては類型化することが有益であると考えられる。そこで、本報告書では、複数国の競争当局により摘発・制裁を受けた主要な国際カルテル事件を、カルテルの内容や対象に着目して、市場分割、部品、交通サービス及び指標の四類型に分けて、整理分析を行う⁴¹。

(1) 市場分割カルテル

まず、第一の類型として、市場分割カルテルに対する執行がある。市場分割カルテルの場合、物品・サービスの複数の供給者の間でお互いの市場に参入しないという約束が取り交わされる。これが国境を越えて行われる場合、すなわち、供給者の間で相手国市場に参入しないことをお互いに定めるホーム・テリトリー・ルールを採用した場合、各供給者は、自国市場に対する参入を制限したということで自国の競争法の適用の対象となるほか、他の供給者に割り当てた相手国の市場に対しても参入を制限したことをもって当該不参入市場における競争法にも違反するとして、複数国の競争法の適用を受けることがある。

なお、不参入市場における制裁については国ごとに違いがある。この類型では、完成品に含まれる部品の割合、制裁金等の算定の基礎となる売上高（以下「VOC」又は「VOS」という⁴²。）に含まれる取引、間接販売の扱い、制裁金等の算定基準や方法等が重要な論点となる。

⁴⁰ The Competition Act, 2002 (No. 12 OF 2003) 2003 年 1 月 13 日制定。直近では 2009 年に改正されている。

⁴¹ 国際カルテルの四類型は、過去の摘発事例を基に一定の類型化を試みたものであり、より適切な類型化があり得るほか、すべての国際カルテル事案をいずれかの類型にあてはめようとするものでもない。

⁴² 米国では Volume of Commerce (VOC)、欧州では Volume of Sales (VOS) と呼ばれる。

(2) 部品カルテル

次に、第二の類型として、ある完成品を構成する部品についてカルテルが行われた場合における当該部品カルテルに対する執行がある。自動車や電気機械など、複数の部品で構成されている完成品の製造過程においては、各部品の製造業者が完成品の製造業者に対して部品を納め、その後、完成品が消費者等に販売される。このような取引が自国内で全て完結している場合、基本的にはその国の当局が部品に対するカルテルに対して執行を行えば足りる。しかし、近時のサプライチェーンはグローバル化しており、部品及び完成品の製造、販売の多くが国境を越えた取引となっている。このようなグローバル化したサプライチェーンにおいて部品取引と完成品取引が別の国で行われる場合、完成品に組み込まれた部品に関するカルテルについては、カルテルによって部品の価格が不当に上昇し、その価格が最終的には完成品に転嫁されるという、いわゆる間接販売分の影響を考慮して、完成品の取引国においても競争法の適用を受ける等、各国の競争法が適用される場合がある。

この類型では、完成品に含まれる部品の割合、VOCに含まれる取引、間接販売の扱い、制裁金等の算定基準や方法等が重要な論点となる。

(3) 交通サービスカルテル

また、第三の類型として、交通サービスに関するカルテルに対する執行がある。単に交通サービスといっても貨物もあれば旅客もあり、また空路・海路・陸路など多様なサービスが存在するが、各種の交通サービスが国境を跨ぐ場合には、アウトバウンド（出国）とインバウンド（入国）のサービスを伴う性質上、事業者が出入国を行う両国の競争法の適用を受けることがある。例えば、貨物の輸送であれば荷主がサービス提供者に対して運賃を支払うのが典型であるところ、この荷主は基本的にはアウトバウンドのサービスに対して料金を支払うことになるので、その荷主が存在する国の当局がカルテルに対して競争法を執行することになる。しかしながら、当該荷物が販売・転売を予定するものである場合、カルテルによって不当に上昇した運賃は最終的には当該貨物に転嫁されることから、結局、受取側（入国側）の事業者等もカルテルによって不当に上昇した運賃を反映した商品を買わされることになるため、入国側の競争当局もこれを競争法違反として摘発する理由を有している。このような関係にあることから、結局、出入国を行う両国の競争法の適用を受けることになるのである。

この類型では、各国競争当局の実務として、アウトバウンドを基礎としつつインバウンドを考慮して制裁金を算定する例が多いが、具体的な計算方法は競争当局毎に異なる。この類型では、VOCに含まれる取引、制裁金等の算定基準や方法等が論点となる。

(4) 指標カルテル

最後に、第四の類型として、ある数値・金額等が何らかの取引の指標として用いられる場合に、その数値・金額等に対する不当な操作がカルテルとして摘発されることがある。これを本報告書では指標カルテルと整理する。

指標カルテルは、上記の三類型とは異なり、カルテルの直接の対象は指標という抽象的

な存在であって、取引の価格等自体ではない。しかしながら、現在、金融を中心として数多くの指標が存在し、多くの国際的取引がこれを参照しつつ行われている。このような状況において、基準価格のように作用するこれらの市場の指標が不当に操作されることによって被る不利益は甚大なものである。そのため、特定の指標を操作するカルテルによって、かかる指標が用いられている他国の取引市場にもその効果が及ぶ場合、当該取引がなされている国の競争法が適用される可能性がある⁴³。

この類型では、VOCに含まれる取引、制裁金等の算定基準や方法等が論点となる。

Ⅲ. 主要な国際カルテル事例

本章では、複数国の競争当局により摘発・制裁を受けた主要な国際カルテル事件を、前章で述べた市場分割、部品、交通サービス、指標の四類型に分類して整理する。なお、主として競争当局による摘発事例を扱うが、一部、国際的な適用範囲について検討するに際し重要な民事訴訟案件も、競争当局による摘発事例との比較の意味で扱うこととする。なお、本章で述べる「事実関係」は、あくまで競争当局の公表資料によるものであり、競争当局による事実認定につき、現在裁判で争っている事業者があることに留意されたい。

1. 市場分割カルテル

まず、市場分割カルテル事案において主要な事案であるマリンホース国際カルテル事件を取り上げ、その後、時系列に、黒鉛電極事件、ビタミン（エンパグラン事件）、電力ケーブル事件を取り上げる。

1-1. マリンホース

(1) 事実関係

本件は、タンカーと石油備蓄基地施設等との送油に用いられるゴム製ホース（マリンホース）のメーカー8社により、国際的な入札談合・受注調整・価格カルテルが行われたものである。8社は、マリンホースの受注価格の低落防止のため、各国の受注予定者又は受注予定者の決定方法をあらかじめ協定し、受注予定者が自ら定めた価格で受注できるように他社が協力するという合意をしていた。

なお、8社のうち、Comital Brands（伊）は、2001年にParker ITR（伊）に対しマリンホースの製造販売に係る事業を継承させており、また、Manuli Oil & Marine USA（米国）は2006年に消滅したため、本事件発覚時には関連する事業者は6社となっていた。

本件については、米国、EU、日本、韓国、オーストラリア、ブラジル等で調査が行われ、制裁金等が課された。

⁴³ なお、本報告書においては市場操作のような金融法制上の規制の可能性について、詳細には触れないこととする。

(2) 決定内容

日本の公取委は、2008年2月20日、不当な取引制限を行なっていたとして、マリンホースの製造販売業者8社のうち5社（ブリヂストン他、英、仏、伊に本店を有する事業者）に対し、排除措置命令を行った。一方、課徴金納付命令は、ブリヂストンのみを名宛人として出され、特定マリンホースのうち日本に所在する需要者（石油備蓄基地施設運営事業者や石油会社、在日米軍等）が発注するものに係るブリヂストンの売上額をベースとして、課徴金238万円（リニエンシーに基づき30%減額したもの）が賦課されているほか、横浜ゴムはリニエンシーに基づき課徴金が免除されている。外国事業者は、対象期間内においては日本に所在する需要者が発注するマリンホースを受注していないため、課徴金は課されていない。

欧州委員会は、2009年1月28日、EU競争法に違反する行為を行っていたとして、マリンホースの製造販売業者11社（ブリヂストン、横浜ゴム他、英、独、仏、米、伊等に本店を有する事業者）に対して違反行為の取り止めを命ずるとともに、ブリヂストンに5850万ユーロ、Dunlop（以下「ダンロップ」という。）（英）に1800万ユーロ、Trelleborg Industrie（仏）に2450万ユーロ、Parker ITRに2561万ユーロ、Manuli Rubber Industries（伊）に490万ユーロの制裁金の支払いを命ずる決定を下した。制裁金の算定においては、欧州委員会は、本件が国際的なカルテルであって、EEA域内でのマーケットシェアよりも全世界での各事業者のマーケットシェアの方が本件カルテルにおける各事業者の責任をより適切に反映しているとして、全当事者のEEA域内の売上（EEA域内に所在する購入者によって支払われた売上）に、全世界における各事業者のシェアをかけて算出した数値を、各当事者の制裁金算定の基礎の売上としている。その結果、欧州域内ではほぼ売上がなかったブリヂストンに対しても制裁金が課されている。なお、横浜ゴムはリニエンシー申請により制裁金が免除されている。

米国では、ブリヂストンが2011年、米国司法省との間で2800万米ドルの罰金（カルテル及びFCPA（Foreign Corrupt Practices Act、海外腐敗行為防止法）違反を含む）を支払う司法取引を締結した。その他、司法取引により、ダンロップが454万米ドル、Manuli Rubber Industriesが200万米ドル、Parker ITRが229万米ドル、Trelleborg Industrieが1100万米ドルの罰金を支払うこととなっている。なお、横浜ゴムはリニエンシー申請により免責されている。

司法取引合意書によると、これらの会社は、米国その他の地域において販売されるマリンホースについて、入札談合・価格カルテル等による競争制限を目的とした共謀を行っていたとの認定がなされている。ただし、各社が司法取引において支払いに合意した罰金の算定の基礎となった売上がどのような内容のものであるかは不明である。

韓国では、ブリヂストンに3億1900万ウォン、ダンロップに1億4600万ウォン、Parker ITRに4200万ウォン、Trelleborg Industrieに5000万ウォンの課徴金が課されている。

オーストラリアでは、ブリヂストン、ダンロップ、Parker ITR、Trelleborg Industrie

に対して計 824 万豪ドル超の制裁金が課された。

ブラジルでは、競争当局は、2008 年、ブリヂストンが 159 万 4000 レアルの制裁金を支払い行政上の和解をすることを、さらに、2009 年 1 月、Manuli Rubber Industries が 210 万レアルの制裁金を支払い、行政上の和解をすることを認めた。

(3) 整理・分析

EU では、EEA 域内に所在する購入者によって支払われた売上を「EEA 域内の売上」として用いつつも、全世界でのシェアをそれに適用して各当事者の制裁金のベースとなる売上高を算出している結果、実際には EEA 域内で売上をほぼ有しないブリヂストンにも高額な制裁金が賦課されている。

一方で、公取委は、本件における一定の取引分野を日本に所在する需要者が発注するものに限定している。これは、「一定の取引分野を画定して競争の実質的制限を認定するに当たって、我が国独占禁止法の保護法益が我が国における公正且つ自由な競争の促進等にあると考えられること、海外競争当局においてもマリンホースの製造販売業者らに対する審査が行われていること等が考慮されたことによる」とされている⁴⁴。これによれば、需要者が自国にいる場合に限定されることによって、各国による制裁金が同一の売上に対して二重に賦課されることは原則としてない⁴⁵。もっとも、このように各国において異なる制裁金賦課の方法が用いられた場合、同じ売上についてそれぞれの国から二重に制裁金が課せられたり、逆に不当に制裁金を逃れたりといったことが生じるおそれがある。すなわち、他国において本件での EU 型の制裁金算定方法がとられ、日本において、当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず、売上額が存在しない外国企業に対して課徴金が課されない場合には、総額としてみれば、外国企業が実際の売上に比して低い金額が課され、日本企業が実際の売上に比して高い金額が課される可能性がある。

他方で、米国においては、各社が司法取引において支払いに合意した罰金の算定の基礎となった売上がどのような内容のものであるかは不明である。

なお、EU 及び日本以外における処理は、少なくとも韓国では、韓国における入札に参加していなかった Manuli Rubber Industries が課徴金対象となっていないことから、EU とは異なる算定方法がとられているものと思われる。

1-2. 黒鉛電極

(1) 事実関係

⁴⁴ 大川進・平山賢太郎 (2008) 「マリンホースの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」『公正取引』(693), p. 69-72

⁴⁵ そもそも公取委には事件選択の裁量権があるため、海外競争当局においてもマリンホースの製造販売業者らに対する調査が行われていることを考慮し、需要者が日本に所在するものに限定して立件したという見方も可能である。

本件は、黒鉛電極のメーカーが、黒鉛電極の販売業務に関して価格カルテル及び生産調整等を行っていたものである。

欧州では、2001年7月、昭和電工株式会社（以下「昭和電工」という。）、東海カーボン株式会社（以下「東海カーボン」という。）、日本カーボン株式会社、株式会社 SEC（現 SEC カーボン株式会社。以下「SEC」という。）、UCAR International（以下「UCAR」という。）（米）、Carbide/Graphite Group（以下「C/G」という。）（米）、VAW Aluminium（以下「VAW」という。）（独）及び SGL Carbon（以下「SGL」という。）（独）の計8社に対して制裁金を賦課する欧州委員会の決定がなされている。

米国では、米国司法省が昭和電工、東海カーボン、UCAR 及び SGL を提訴し、いずれも有罪を認めて罰金を支払う司法取引に合意した。

日本では、1999年3月、昭和電工、東海カーボン、日本カーボン及び SEC に対して公取委が警告を発している。

（2）決定内容

本件カルテルは、黒鉛電極の供給における価格に関するものである。欧州委員会の認定によれば、違反行為者は、複数回の会合を開き、主に以下のような合意を行った。

- ① 米国、欧州、日本及び極東地域の一部について、地域ごとに主導的に価格を決定する「ホームプロデューサー（home producer）」を定め、各ホームプロデューサーが各地域における黒鉛電極の価格を決定する。ホームプロデューサーでない違反行為者は、ホームプロデューサーが定めた価格に従う。
- ② 米国及び欧州の一部については UCAR が、その他の欧州地域については SGL が、日本及びその他の極東地域の一部については日系企業の違反行為者4社が、それぞれホームプロデューサーとなる。
- ③ ホームプロデューサーが定められていない地域については、違反行為者の合意によって価格を決定する。

そして、欧州においては、ホームプロデューサーとして指定された UCAR 及び SGL が顧客に対して黒鉛電極の値上げを告知し、かかる値上げを受け入れた顧客に対しては、他の違反行為者も係る価格設定に追随するという方法により、EEA における黒鉛電極の価格調整を行っていたとされ、これが EU 競争法の禁止する価格カルテルに該当するとされた。本件カルテルの制裁金額の総額は2億1880万ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。

違反行為者	制裁金額（ユーロ）	減免率
SGL	80,200,000	30%
UCAR	50,400,000	40%
東海カーボン	24,500,000	10%
昭和電工	17,400,000	70%
日本カーボン	12,200,000	10%
SEC	12,200,000	10%
VAW	11,600,000	20%
C/G	10,300,000	20%
合計	218,800,000	

その後、上記違反行為者は制裁金額を争って欧州第一審裁判所に提訴し、昭和電工の制裁金は 1044 万ユーロに減額されている。上記違反行為者は更に欧州司法裁判所に上告し、① 制裁金の算出に用いられる係数 (deterrence multiplier) を導き出すにあたって、違反行為者の世界売上を考慮すべきでない、② 係数を導き出す際の基準に誤りがある、③ 欧州域外で罰金等が科されていることを考慮せずに制裁金を算定しており二重処罰となっている、④適正手続を欠く、といった点を主張したが、いずれも受け入れられず、上告は棄却されている。特に、域外適用に関係する①③の主張に対して、裁判所は、①係数は、適正な抑止効果をもたらす目的で用いられるものであり、違反行為者の規模等も考慮されるため、世界売上高を考慮することも妥当である、③同じ事実に対して各法域の法律に則った評価がされる結果として罰金や制裁金の算出が行われるのであるから、制裁金の算定にあたって、他法域における罰金等を考慮する必要はないとして、いずれの主張も排斥している。

米国では、SGL、UCAR、東海カーボン、昭和電工、日本カーボン及び SEC が、米国司法省との間で、それぞれ有罪を認め罰金を支払う司法取引に合意した。各違反行為者が支払いに合意した罰金額は下表のとおりである。

違反行為者	罰金額 (米ドル)
SGL	135,000,000
UCAR	110,000,000
東海カーボン	6,000,000
昭和電工	32,500,000
日本カーボン	2,500,000
SEC	4,800,000
合計	290,800,000

また、2000 年 1 月には、UCAR が黒鉛電極のカルテルを行うに際して相談を受け、また会議の場所を提供する等の方法により本件カルテルを幫助したとして、米国司法省が UCAR の 50%の株式を保有していた三菱商事株式会社 (以下「三菱商事」という。) を提訴し、2001 年 2 月、三菱商事は 1 億 3400 万米ドルの罰金を支払う司法取引に合意した。

(3) 整理・分析

欧州では、制裁金の算定において EEA における売上がそれぞれ算定の基礎とされているため、重畳適用は生じていないと考えられる。また、違反行為者が主張した上記①については、違反行為者の事業規模を考慮する際の指標として世界売上高を考慮したに過ぎないため、重畳適用とは異なると考えられる。

他方、違反行為者が主張した③については、裁判所は、他法域で既に制裁金等を賦課された事業者に対して、EU 競争法違反としてこれに基づく制裁金を賦課することは、二重処罰の問題とはしないと明確に示したものと考えられる。もっとも、裁判所は、制裁金算定の基礎となる売上が EEA 域内に係るものに限定されている点を前提にしていると思われるため、重畳適用を認める趣旨と捉えることは妥当でないと思われる。

1-3. ビタミン

(1) 事実関係

ア 競争当局による執行

本件は、スイス、ドイツ、フランス、日本に所在するビタミンの製造販売業者により、世界中で販売されたビタミン製品について、国際的な価格カルテル、市場分割等が行われたものである。

米国司法省との関係では、ホフマン・ラ・ロシュ（スイス）が米国司法省との間で 1999 年に罰金 5 億米ドルの支払いを合意している。その他、BASF（独）も、同カルテルに加担した罪で 2 億 2500 万米ドルの罰金を科せられ、また、武田薬品は 7200 万米ドル、エーザイは 4000 万米ドル、第一製薬は 2500 万米ドルの罰金を支払った。

司法取引合意書によると、これらの会社は、米国その他の地域において販売されるビタミンについて、価格カルテル、市場分割等による競争制限を目的とした共謀を行っていたとの認定がなされている。また、各社が司法取引において支払いに合意した罰金の算定の基礎となった売上がどのような内容のものであるかは不明である。

また、欧州委員会は、本件カルテルについて、製薬事業者 8 社に対して、総額 8 億 5522 万ユーロの制裁金支払いを命じた。

日本の公取委も 2000 年に立入検査を行ったが、証拠不十分で、日本企業に対して警告を行うにとどまっている。

イ 民事訴訟案件（エンパグラン事件）

本件は、米国内外で販売された製薬事業者によるビタミン製品の市場分割・価格カルテルに関して、米国外でカルテル対象製品を購入した米国外の企業 12 社（エクアドル法人の Empagran 等）が、米国内外の購買者を代表して、カルテルを行った企業に対し、コロンビア特別区連邦地方裁判所にクラス・アクションを提起し、米国反トラスト法（シャーマン法）によって損害賠償を求めたものである⁴⁶。

FTAIA が外国通商においてシャーマン法適用を原則として否定し、例外規定にあたる場合についてのみシャーマン法適用を認めているところ、本訴訟では、本件カルテルが同法の例外規定に該当するかどうかの問題となった。

(2) 決定内容

ア 競争当局による執行

欧州委員会は、2001 年 11 月 1 日、ホフマン・ラ・ロシュ（スイス）に 4 億 6200 万ユー

⁴⁶ エンパグラン事件での判示内容が、他の市場分割カルテル事案への示唆を与えるものとして、本報告書では市場分割カルテルと分類したが、中心的な内容は価格カルテルであった。

ロ、BASF（独）に2億9616万ユーロ等の制裁金の支払いを命ずる決定を下した。日本企業については、武田薬品に3706万ユーロ（リニエンシーにより35%減額したもの）、第一製薬に2340万ユーロ（リニエンシーにより35%減額したもの）、エーザイに1323万ユーロ（リニエンシーにより30%減額したもの）の制裁金の支払いが命じられている。

イ 民事訴訟案件（エンパグラン事件）

第1審である米国連邦地方裁判所は、事物管轄権がないとして原告側の訴えを却下したが、2003年1月に控訴審の連邦控訴裁判所は、地裁判決を破棄して、米国連邦裁判所の事物管轄権を認めた。

その後、被告が連邦最高裁判所に上告し、2004年6月に判決が出された。連邦最高裁判所での判決では、被告の共謀によるカルテルにより米国外において生じた損害が、同じカルテルにより米国内で生じた損害とは独立している場合には米国反トラスト法（シャーマン法）は適用されないと判示した。その理由として、連邦最高裁判所は、条文が曖昧である場合には外国主権に対する不適切な介入を避けるような解釈をすべきであること、及びFTAIAの立法経緯からすると、同法はシャーマン法の外国通商への適用の範囲を明確にするために制定され、おそらくは適用範囲を拡大するのではなく制限する意図を有していたことを挙げている。その上で、原告の「ビタミンは代替可能で運搬も容易であるため、アメリカ国内の価格高騰がなければ、カルテルに参加したビタミン製造販売事業者は米国外で高価格を維持できなかつたため、米国外における損害は米国内の損害と独立したものでなく、カルテルがもたらす外国における効果と国内における効果は関連している」との主張については、控訴審で審理・判断がなされていないとして、連邦控訴裁判所に差し戻した。

2005年6月に、連邦控訴裁判所は、差戻審において、米国内でカルテルが維持されなければ外国でのカルテルは維持できなかつたという原告の主張（「それがなければの基準」（But For Test））だけでは、国外損害と国内のカルテル効果の間に直接の因果関係があるとはいえず、「密接な原因」（proximate cause）が必要であるとし、本件ではカルテルにより外国において生じた弊害と国内で生じた弊害とは独立したものであり、事物管轄権は認められないとの判断を示した。

原告は上告受理申立を行ったが、2006年1月、連邦最高裁判所は連邦控訴裁判所の判決を妥当とし、原告の上告受理申立てを却下し、本訴訟に関して、米国連邦裁判所の事物管轄権は認められないとする連邦控訴裁判所の判決が確定した。

（3）整理・分析

連邦最高裁判所及び差戻し控訴審判決の判断は、米国外の購入者による米国反トラスト法に基づく損害賠償請求を無制限に認めないために、国際礼譲に基づき、カルテルによる米国内での損害が米国外での購入者に対する損害の密接な原因となる場合に限りて事物管轄が認められるとした。この結果、米国外の購入者の損害の発生が米国内市場の競争制限効果でなく、米国外の外国市場の競争制限効果による場合は、米国反トラスト法が適用されないことが明確となった。連邦最高裁判所の判決は外国政府の提出した「法廷の友」意

見書（アミカスブリーフ）に依拠して国際協調主義を採用しており、国際礼讓の考え方が重視されているといえる。

また、日本政府は、2004年2月3日に連邦最高裁判所にアミカスブリーフを提出し、米国外の市場において非米国事業者から商品を購入した米国外の購入者が、米国反トラスト法に基づく損害賠償請求のために米国裁判所に訴訟を提起することができる」と解釈されるべきではないとする日本政府としての立場を表明している。アミカスブリーフの中では、FTAIAは外国事業者から外国市場で行われた商品・役務の購入によって外国需要者に与えた損害の賠償のために米国の管轄権を拡張するものではないこと、また、そのような管轄権の行使は、主権国家たる当該外国の主権を間接的に傷つけ、国際礼讓の原則に反することが主張されており、かかる国家主権はその国の一定の領土に対して行使されるということが前提とされているため、効果主義の考え方に整合的である。ただし、本件における日本政府のアミカスブリーフは、米国反トラスト法上の3倍額賠償という懲罰的損害賠償制度の存在を前提に、米国との関連性の存しない私訴が米国において行われる、いわゆるフォーラム・ショッピング（法廷漁り）を懸念して、Empagran社による請求を認めるべきではないとの意見を述べたものであって、米国司法省が米国外での違反行為に対して米国反トラスト法を適用すること（公的執行）の是非に関するものではない。

なお、日本政府の他、カナダ、英国、ドイツ、オランダ、アイルランド、ベルギーの各政府も同様に、差戻し前の連邦控訴裁判所の判断に反対する旨の意見書を連邦最高裁判所に提出している。

1-4. 電力ケーブル

(1) 事実関係

本件は、地中及び海底に敷設する高圧電力ケーブルの製造事業者が、その販売業務に関して価格カルテル及び市場分割を行っていたものである。

欧州では、2014年4月、ABB（スイス）、Nexans（仏）、Prysmian（伊）、株式会社ジェイ・パワーシステムズ⁴⁷（以下「ジェイ・パワーシステムズ」という。）、株式会社ビスキャス⁴⁸（以下「ビスキャス」という。）、株式会社エクシム⁴⁹（以下「エクシム」という。）、Brugg（スイス）、NKT（デンマーク）、Silec（仏）、LS電線（韓国）及びタイハン（韓国）の11社に対して制裁金が課された。なお、ABBは違反行為者とされているが、リニエンシー制度に基づき、上記カルテルについて制裁金が全額免除されている。

⁴⁷ 同社は、住友電気工業株式会社（以下「住友電工」という。）及び日立金属株式会社（以下「日立金属」という。）の電線部門を統合した会社である。統合前の会社も制裁金の対象となっているが、便宜上本文の違反行為者数には含めていない。

⁴⁸ 同社は、古河電気工業株式会社（以下「古河電工」という。）及び株式会社フジクラ（以下「フジクラ」という。）の電線部門を統合した会社である。統合前の会社も制裁金の対象となっているが、便宜上本文の違反行為者数には含めていない。

⁴⁹ 同社は、昭和電線ホールディングス株式会社（以下「昭和電線」という。）及び三菱電線工業株式会社（以下「三菱電工」という。）の電線部門を統合した会社である。統合前の会社も制裁金の対象となっているが、便宜上本文の違反行為者数には含めていない。

(2) 決定内容

欧州委員会の認定によれば、本件カルテルの対象は、地中及び海底に敷設する高圧電力ケーブルの敷設工事に関するものであり、違反行為者は、会合、電子メール及び電話等でのやりとりを通じて各案件の受注者を決定し、ほぼ世界的規模で市場及び顧客の割当てを行っており、EEA 域内においても同様の顧客の割当てを行っていた。すなわち、① 違反行為者は欧州の顧客からの発注については、欧州以外の違反行為者は受注を辞退することによって、② 入札においては、違反行為者は会合、電子メールその他の連絡手段を通じて価格水準について合意し、欧州の違反行為者が受注できるようにすることによって、受注調整を行っていた。欧州委員会は、これらの行為が EU 競争法の禁止するカルテル行為に該当するとした。違反行為者に対する制裁金の総額は 3 億 163 万 9000 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。

違反行為者	制裁金額(ユーロ) ⁵⁰	減免率
Brugg	8,490,000	5%
Nexans グループ	連帯して計 70,670,000	0%
NKT	3,887,000	10%
Prysmian グループ	連帯して計 104,613,000	0%
Safran	8,567,000	5%
Silec グループ	連帯して計 1,976,000	5%
住友電工	2,630,000	45% ⁵¹
日立金属	2,346,000	45% ⁵²
ジェイ・パワーシステムズ	20,741,000 ⁵³	45% ⁵⁴
古河電工	8,858,000	0%
フジクラ	8,152,000	0%
ビスキャス	34,992,000 ⁵⁵	0%
昭和電工	844,000	11%
三菱電工	750,000	14%
エクシム	6,551,000 ⁵⁶	5%
LS 電線	11,349,000	11%
タイハン	6,223,000	11%
ABB	0	100%
合計	301,639,000	

欧州委員会の決定では、EEA 域内における売上を制裁金算定の出発点としているが、それのみでは一部の違反行為者について適切な制裁金とならないとして、違反行為に起因する売上に係る世界シェア（ただし米国における売上を除く。）の比率に従って、EEA 域内にお

⁵⁰ 表中、「連帯して」とあるのは、別計算の罰金額を合算していることを表す。

⁵¹ これに加えて、1999年2月18日から2001年3月1日の間の違反行為については、同社が重要な証拠を提供したとして制裁金の算定の基礎から除外されている。

⁵² これに加えて、1999年2月18日から2001年3月1日の間の違反行為については、同社が重要な証拠を提供したとして制裁金の算定の基礎から除外されている。

⁵³ ただし、住友電工及び日立金属と連帯して負担することとされている。

⁵⁴ これに加えて、1999年2月18日から2001年3月1日の間の違反行為については、同社が重要な証拠を提供したとして制裁金の算定の基礎から除外されている。

⁵⁵ ただし、古河電工及びフジクラと連帯して負担することとされている。

⁵⁶ ただし、昭和電工及び三菱電工と連帯して負担することとされている。

ける本件違反行為に係る全売上額を各違反行為者に割り付けるという手法がとられた結果、上記の制裁金額が算出されている。

なお、決定文において、米国における売上が除かれた理由として、欧州委員会が米国についてのみ、本件カルテルによってカバーされていない地域であることの明確な証拠を有していたからであると述べられている。

(3) 整理・分析

本件は、地中及び海底に敷設する高圧電力ケーブルの敷設工事に関するカルテルが問題とされたものである。なお、日本の公取委は、2010年1月に、国内の電力会社が発注する電力用電線等を対象とする見積り合わせや受注調整があったとして、エクシム、ジェイ・パワーシステムズ及びビスキャスに対して排除措置命令及び課徴金納付命令を発しているが、本件の地中及び海底に敷設する高圧電力ケーブルの敷設工事に関しては、処分を行っていない。

本件では、制裁金の算定において、違反行為者の EEA 域内での売上をそのまま利用するだけでは不十分であるとして、違反行為に係る世界売上のシェア（米国を除く）の比率に従って、EEA 域内における本件違反行為に係る売上総額を割り付けるという手法が採られている。かかる計算手法は、EEA 域外の売上が違反行為者の制裁金算定の基礎となっているわけではないが、マリンホースの件と同様に本件カルテルによってカバーされていない地域の売上が世界シェアの比率に反映された結果、違反行為者間で制裁金の負担に不均衡が生じている可能性は否定できないと思われる。

1-5. 小括

(1) 当局の判断等から明らかになった点

日本では、違反行為に含める売上について、日本に所在する需用者が発注するものが対象となり、日本において受注していない外国事業者は対象から外している。EU では、EEA 域内に所在する購入者によって支払われた売上を「EEA 域内の売上」としており、基本的には、どの国においても国内及び域内での違反行為による売上が算定基準の基礎となる点は変わらないようである（マリンホース他）。また、米国においては、司法取引により罰金額が定められており、どのような売상을基礎として当該罰金が算定されているのかは不明である。一方で、事物管轄権については、民事訴訟の案件ではあるが、国際礼让に基づき、カルテルによる米国内での弊害が米国外での購入者に対する弊害の密接な原因となる場合に限り認められている（エンパグラ）。

(2) 各競争当局間で意見が異なる点

域外又は国外の売上をどこまで対象とするかにおいては各競争当局により判断が異なる。例えば EU は、EEA 域内の売上に、全世界でのシェアを掛けて算出した数値を根拠に制裁金を算出するが、日本は基本的に国内売上のみを対象としている（マリンホース）。

(3) その他（今後の事例の蓄積が待たれる点）

上記のように、制裁金の算出に関しては、各国又は地域の制度により算定基準が異なっていることから、同じ売上についてそれぞれの国の当局から二重に制裁金を課せられたり、逆に不当に制裁金を逃れることが生じたりする恐れがあることから、さらなる事例の蓄積を待つ必要がある。

2. 部品カルテル

まず、多くの日本企業が摘発され、関与した個人への実刑判決も出ている自動車部品に関するカルテルから、ワイヤーハーネス事件、ベアリング事件を取り上げる。その後 DRAM、液晶パネル及びブラウン管をめぐる国際カルテル事件について取り上げる。なお、液晶パネルをめぐるカルテル事案は、米国との関連で、① モトローラ事件、② AUO 刑事事件、欧州との関係、③ イノラックス事件に分けて整理する。

2-1. ワイヤーハーネス

(1) 事実関係

本件は、自動車部品であるワイヤーハーネスの製造事業者が、当該商品の販売に関して、価格カルテル・受注調整を行っていたものである。

日本においては、2012年1月に矢崎総業株式会社（以下「矢崎総業」という。）及び株式会社フジクラ（以下「フジクラ」という。）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令が出されている。また、住友電気工業株式会社（以下「住友電工」という。）に対しては排除措置命令は出されていないものの、課徴金納付命令が出されている。なお、調査開始前にリニエンシー申請をした古河電気工業株式会社（以下「古河電工」という。）は、違反行為者として認定されているが、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされていない。

米国では、2011年9月に古河電工が、2012年1月に矢崎総業が、2012年4月にフジクラが、米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。

欧州では、2013年7月、矢崎総業、古河電工、S-Y Systems Technologies（以下「SYS」という。）（独）、Leoni（以下「Leoni」という。）（独）に対して、制裁金を課する決定が出されている。なお、住友電工は違反行為者と認定されているが、リニエンシー制度に基づき欧州委員会に情報提供を行ったため、制裁金は課されていない。

カナダでは、2013年4月、オンタリオ州裁判所が矢崎総業に対して3000万カナダドル、古河電工に対して500万カナダドルの罰金の支払いを命じる判決を行っている。

ブラジルでは、2015年7月、矢崎総業がブラジル経済擁護行政委員会（CADE）との間で和解金の支払いに合意している。

中国では、2014年8月20日、国家発展改革委員会が矢崎総業に対して2億4108万人民元、古河電工に対して3456万人民元、住友電工に対して2億9040万人民元の制裁金を課すと公表した。

(2) 決定内容

日本の公取委による認定では、違反行為者は、トヨタ自動車株式会社等⁵⁷（以下「トヨタ等」という。）、ダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ」という。）、本田技研工業株式会社（以下「ホンダ」という。）、日産自動車株式会社等⁵⁸（以下「日産等」という。）、富士重工株式会社（以下「富士重工業」という。）の自動車メーカー8社が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品に関する見積もり合わせについて、量産価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定するなどして受注予定者が受注できるようにし、それにより8社が発注するワイヤーハーネスの相当程度を受注していたとされ、これらの行為が独禁法上の不当な取引制限に当たるとされた。排除措置命令書によれば、受注調整が行われていた見積もり合わせは、8社が、自社（いずれも日本に所在している）又は我が国に所在する子会社において製造する自動車に関して行っていたものであり、必然的に認定されたカルテルの対象もその範囲に限られるものと考えられる。排除措置命令及び課徴金納付命令は各発注者別に出されており、課徴金額の総額は128億9167万円であり、その内訳は下表のとおりである。

違反行為者	課徴金額（円）
矢崎総業	9,607,130,000
住友電工	2,102,220,000
フジクラ	1,182,320,000
古河電工	0
合計	12,891,670,000

米国では、矢崎総業及び古河電工に対する略式起訴状において、本件カルテルの対象は(a) 米国において製造され販売される車両に組み込むために米国において製造されたワイヤーハーネス、(b) 米国に向けて輸出され米国において製造され販売される車両に組み込むために日本で製造されたワイヤーハーネス、(c) 米国に向けて輸出され米国において販売されるために日本において製造される車両に組み込むために日本で製造されたワイヤーハーネス、の3つに分類され、これらについて違反行為者が価格調整及び受注調整を行っていたとされている。また、フジクラに対する略式起訴状では、フジクラとの関係では上記の(b)及び(c)のみが本件カルテルの対象とされている。本件カルテルの対象に関する以上の記載をまとめると、下表のとおりである。

類型	ワイヤーハーネス製造	自動車製造(組立て)	販売	違反行為者
(a)	米国	米国	米国	矢崎総業・古河電工
(b)	日本他	米国	米国	矢崎総業・古河電工・フジクラ
(c)	日本他	日本他	米国	矢崎総業・古河電工・フジクラ

また、司法取引合意書においても、本件カルテルの対象はアメリカその他に所在するワ

⁵⁷ トヨタ自動車株式会社、豊田車体株式会社及び関東自動車工業株式会社をいう。

⁵⁸ 日産自動車株式会社及び日産車体株式会社をいう。

ワイヤーハーネスの需要者とされている。結局、米国では上記の矢崎総業を含む 3 社との間で、総額 6 億 9000 万米ドルの罰金を支払う司法取引の合意がなされており、その内訳は下表のとおりである。

違反行為者	罰金額 (米ドル)
矢崎総業	470,000,000
古河電工	200,000,000
フジクラ	20,000,000
合計	690,000,000

欧州では、EEA 内外においてトヨタ、ホンダ、日産、ルノーが発注するワイヤーハーネスの供給について、見積依頼 (RFQ) に対して回答する価格を調整していた行為が、それぞれ EU 競争法の禁止する価格カルテルに該当するとされた。決定文によれば、違反行為が直接又は間接に関係する製品及びサービスの EEA 域内における売上が制裁金算定の基礎とされているため、間接販売も制裁金計算の基礎に含む趣旨と考えられる。本件カルテルによる制裁金の総額は 1 億 4179 万 1000 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。

違反行為者	制裁金額 (ユーロ)	減免率
矢崎総業	125,341,000	トヨタ向け及びホンダ向けにつき 30% 日産向けにつき 50% 和解手続により追加で 10%
古河電工	4,015,000	トヨタ向け及びホンダ向けにつき 40% 和解手続により追加で 10%
SYS	11,057,000	ルノーI 向けにつき 45% ルノーII 向けにつき 40% 和解手続により追加で 10%
Leoni	1,378,000	ルノーII 向けにつき 20% 和解手続により追加で 10%
住友電工	0	100%
合計	141,791,000	

(3) 整理・分析

まず、日本においては、自動車メーカー 8 社の発注するワイヤーハーネスの取引が違反行為の対象とされているが、上記のとおり本件カルテルが行われた見積もり合わせは、いずれも 8 社が自社又は我が国に所在する子会社において製造する自動車に関するものであったことから、原則として国内で製造販売されるワイヤーハーネスを対象としているものと解される。もっとも、この場合であっても、上記米国の略式起訴状で示された(c)のパターン (間接販売の場合) については、制裁金の多重賦課が考えられる。このように米国で明確に間接販売が違反行為とされている背景の一つには、自動車メーカーが、北米地域で販売する自動車の製造工場をカナダやメキシコなどの米国外に置き、当該工場で製造した自動車の大部分を米国で流通させるスキームを採用している例が多いという事情があると考えられる。この場合、米国司法省にとって間接販売は看過できない一定のボリュームになると考えられ、その意味で間接販売も罰金額算定の基礎とする必要があると考えられる。もっとも、間接販売分は米国から見て輸出国側においても罰金等の算定基礎とされる可能

性があることから、米国において間接販売分を直接販売分と同等の扱いをすることは、具体的な罰金の重複のリスクを高める可能性がある。この点、米国では司法取引により合意しているため罰金額算定の基礎に関する詳細は不明であるが、日本における公取委の決定が米国における司法合意に先行していたことから、二重賦課とならないよう、司法取引において何らかの考慮がなされた可能性も考えられる。

欧州においては EEA 域内における売上高が制裁金算定の基礎となっているものの、間接販売が違反行為の対象に含まれていると読めることからすれば、やはり日本で製造した自動車は EEA 域内に輸出され、販売された場合には、制裁金の多重賦課が生じる可能性がある。特に、日産については、違法行為を認定された 2006 年 9 月から 11 月にかけては、欧州で展開されるモデル（決定文において「European Model」と呼ばれている。）のうち B-Platform により供給されるモデルに関するワイヤーハーネスが取り上げられているところ、当該 B-Platform については日本の公取委も摘発の対象としていること、欧州においてカルテル製品の取引はまだ開始していなかったこと（「future」との記載による）、及び制裁金は日産の当時の B-Platform 搭載 European Model の将来の販売台数（予測）に、コンペ落札価格を乗じた金額という形で算出されていること等からすれば、日本と欧州において制裁金の多重賦課が生じていた可能性は高いように思われる。もっとも、欧州委員会の決定よりも日本における公取委の決定が先行していたことから、米国と同様、二重賦課とならないよう、制裁金の算定にあたって何らかの考慮がされた可能性も考えられる。また、間接販売の場合でも最終的には EEA 域内で販売されることが前提となっていることからすれば、米国との関係でも、やはり最終的には米国で販売されることが前提となっている米国との重複は考えがたいと思われる。

最後に、その他の法域については、罰金及び和解金算出の基礎は公表文からは明らかでない状況である。

2-2. ベアリング

(1) 事実関係

本件は、ベアリングの製造事業者が、主に、国際的な自動車メーカーに対する自動車ベアリングの販売価格について、価格カルテル、受注調整、情報交換等を行っていたものである。

日本においては、2013 年 3 月 29 日に、NTN 株式会社（以下「NTN」という。）、日本精工株式会社（以下「NSK」という。）、株式会社不二越（以下「不二越」という。）の 3 社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令が出されている。なお、調査開始前にリニエンシー申請をした株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」という。）は、違反行為者と認定されているが、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされていない。

カナダにおいては、2013 年 7 月にジェイテクトが、2014 年 1 月に NSK が、それぞれカナダ競争局との間で制裁金を支払う司法取引に合意をしている。

米国においては、米国司法省がジェイテクト及び NSK を提訴し、2013 年 9 月にジェイテクト及び NSK が米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。

欧州においては、2014 年 3 月に、NTN、NSK、不二越、シェフラー（独）、SKF（スウェー

デン) に対して、総額 9 億 5300 万ユーロの制裁金が課されている。なお、ここでも、ジェイテクトは違反行為者と認定されているが、リニエンシー制度により制裁金が全額免除されている。

オーストラリアにおいては、いずれも当局との和解により、2013 年 10 月、ジェイテクトに対して 200 万豪ドル、2014 年 3 月、NSK に対して 300 万豪ドルの制裁金が課されている。

シンガポールにおいては、2014 年 5 月、NTN、NSK、不二越に対して、総額 930 万シンガポールドルの制裁金が課されている。ジェイテクトもカルテルに関与していたが、シンガポール競争委員会の捜査に協力したことから制裁金は全額免除されている。

中国においては、2014 年 8 月、NTN、NSK、不二越及びジェイテクトに対して、約 5 億 1280 万人民币元の制裁金が課されている。なお、不二越は、違反行為者と認定されているが、当局への全面的な協力により制裁金は全額免除されている。

韓国においては、2014 年 11 月、NSK、ジェイテクト、不二越、シェフラー、Hanwha (韓)、ミネベア株式会社らに対して、総額 777 億 7500 万ウォンの課徴金が課されている⁵⁹。

(2) 決定内容

日本の公取委による認定では、違反行為者は、2 社間や 3 社間での会合や電話等によるやりとりを通じて以下の行為を行っており、これが「我が国における産業機械用軸受及び自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限」しているとして、不当な取引制限に当たるとされた。

- ① 産業機械用ベアリングについて、2010 年 6 月時点における販売価格から、一般ベアリングにつき 8%を、大型ベアリングにつき 10%を、それぞれ引き上げることを需要者等に申し入れるなどして、ベアリングの原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用ベアリングの販売価格に転嫁することを目処に引き上げること、並びに具体的な販売価格引上交渉にあたっては、販売地区及び主要な需要者ごとに違反行為者が連絡、協議しながら行うことを合意した
- ② 自動車用ベアリングについて、2010 年 7 月 1 日納入分以降のベアリングの販売価格から、ベアリングの原材料である鋼材の投入重量 1kg あたり 20 円を目処に引き上げること合意した
- ③ これらの合意に基づき、違反行為者は産業機械用ベアリング及び自動車用ベアリング双方について値上げを達成していた

公取委は、産業機械用ベアリング及び自動車用ベアリングそれぞれについて排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。課徴金の総額は 133 億 6587 万円であり、その内訳は下表のとおりである。

⁵⁹ これに加え、韓国当局は、日本企業を含むベアリングメーカー 9 社に対し刑事告発を行うと公表した。

違反行為者	課徴金額（円）
NTN	7,231,070,000
NSK	5,625,410,000
不二越	509,390,000
ジェイテクト	0
合計	13,365,870,000

カナダでは Toyota Canada（加）に対して製造販売した一部の自動車用ベアリングがカルテルの対象とされており、違反行為者は下表のと通りの制裁金を支払うことで合意した。

違反行為者	制裁金額（カナダドル）
NSK	4,500,000
ジェイテクト	5,000,000
合計	9,500,000

米国についても、司法取引合意書の記載によれば、自動車用ベアリングが対象となっているようである。略式起訴状において、対象は（a）米国において製造され販売される車両に組み込むために米国その他の地域において製造され販売されたベアリング、（b）米国に向けて輸出され米国において製造され販売される車両に組み込むために日本その他の地域で製造され販売されたベアリング、（c）米国に向けて輸出され米国において販売されるために日本その他の地域において製造される車両に組み込むために日本その他の地域で製造されたベアリング、の3つに分類されている。これらを対象とするカルテルについて、違反行為者は司法取引により下表のと通りの罰金を支払うことで合意した。もっとも、司法取引合意書においては、「米国その他の地域における」という記載はあるものの、米国での売上をVOCとしている。このため、必ずしも明らかではないが、VOCに米国域外の売上が算入されているとは考えがたい。

違反行為者	罰金額（米ドル）
ジェイテクト	103,270,000 ⁶⁰
NSK	68,200,000
合計	171,470,000

欧州については、自動車用ベアリングが対象となっており、違反行為に直接又は間接に関係する製品及びサービスの EEA 域内における売上を制裁金算定の基礎としている。このように、間接販売も制裁金計算の基礎に含まれること、製造施設が厳密に EEA 域内に所在することを要するものではないとされていること等から、少なくとも物流としては EEA 域外において販売されたものを含む趣旨であると思われる⁶¹。以上を基礎として、違反行為者はかかるカルテルについて下表のと通りの制裁金を支払うこととされた。

⁶⁰ ただし、この額にはジェイテクトが行っていた電動ステアリングに関するカルテルに対する罰金も含まれている。

⁶¹ なお、自動車・トラックメーカー向け販売額は100%がVOSに用いられているのに対し、自動車部品メーカー向け販売額は50%のみがVOSに用いられているが、これについては、自動車部品メーカー向けベアリングの販売という小分類における競争業者間の接触の範囲が限られていたことが理由とされている。

違反行為者	制裁金額（ユーロ）	減免率
NTN	201,354,000	10% ⁶²
NSK	62,406,000	50%
不二越	3,956,000	55%
シェフラー	370,481,000	30%
SKF	315,109,000	30%
ジェイテクト	0	100%
合計	953,306,000	

オーストラリアでは、補修用等に用いられるアフターマーケット用のベアリングの価格を対象にカルテルが行われていたとされており、2013年10月に、ジェイテクトに対して、同社の同意を得て200万豪ドル、また、2014年3月に、NSKに対して、同社の同意を得て、300万豪ドルの制裁金が課されている。これらの制裁金算定の基礎は明らかになっていないが、オーストラリア競争当局がNSKの制裁金支払いに関して出した2014年5月13日のプレスリリースによれば、オーストラリアに輸入されたベアリングの市場規模及び当該市場規模に占めるNSKのシェアについて言及されているため、オーストラリアにおける売上のみを制裁金算定の基礎としているとも考えうる。

中国では、中国域内でベアリングを販売するにあたって、違反行為者が定期的に会合を行い、価格引上げを合意したとされ、また実際にかかる合意内容に沿う値上げが行われていたことから、これらの行為が中国独禁法の禁止する価格独占合意に該当するとされた。制裁金の総額はNTN、NSK、不二越及びジェイテクトに対して、総額約4億344万人民元の制裁金が課されている。

違反行為者	制裁金額（人民元）
ジェイテクト	109,360,000
NSK	174,920,000
NTN	119,160,000
不二越	0
合計	403,440,000

決定文によれば、本件では制裁金算定の基礎として、「中国域内の本件に係る製品の売上高」が用いられており、中国におけるベアリングの売上高を制裁金算定の基礎としているものと考えられる。

シンガポールにおいては、シンガポールにおけるアフターマーケット用のベアリングの価格を対象にカルテルが行われていたとされた。制裁金額は総額930万6977シンガポールドルであり、その内訳は下表のとおりである。

⁶² なお、NTNに対する制裁金のうち、同社の子会社であるNTN-SNR Roulementsに課される部分については、法令上の上限である直近事業年度の売上高の10%にあたる7549万600ユーロまで減額されている。

違反行為者	制裁金額 (シンガポールドル)
Koyo (ジェイテクト子会社)	0
NSK	1, 286, 375
NTN	455, 652
不二越	7, 564, 950
合計	9, 306, 977

決定文によれば、かかる制裁金の基礎となる売上は、アフターマーケット向け顧客に対する、各違反行為者のシンガポール子会社のシンガポールにおける売上とされている⁶³。

韓国においては、2014年11月、① 産業用ベアリング (bearings for commercial sales)、② 鉄鋼施設用ベアリング (bearing for steel facilities)、③ 内径3cm以下の小径ベアリング (small-size bearing) の3種のベアリングを対象としてカルテルがあったと認められた。それぞれの違反行為者及び課徴金額は下表のとおりである。なお、韓国公正取引委員会から正式の発表はないが、NSKの2014年11月17日付プレスリリースによれば、同社は、韓国当局に対して調査への全面的な協力を行った結果、是正命令、課徴金及び刑事告発を免除された模様である。

違反行為者		課徴金額 (ウォン)
①	NSK	26, 043, 000, 000
	ジェイテクト	7, 872, 000, 000
	不二越	3, 651, 000, 000
	シュフラー	16, 475, 000, 000
	NSK Korea	-
	JTEKT Korea	-
	Hanwha	8, 361, 000, 000
②	NSK	3, 755, 000, 000
	ジェイテクト	3, 038, 000, 000
	NSK Korea	-
	JTEKT Korea	-
③	NSK	3, 668, 000, 000
	ミネベア	4, 912, 000, 000
	NSK Korea	-
	NMB Korea	-
合計		77, 775, 000, 000

それぞれのベアリング商品に関していかなる数値を基礎に課徴金が算定されたかについては、決定文からは明らかでない。

(3) 整理・分析

本件カルテルの対象は自動車用ベアリングと産業機械用ベアリングに大別することが出

⁶³ なお、不二越については、その購入者がシンガポール国外に販売したベアリングを制裁金の算定対象から除外すべきと主張したが、シンガポール競争当局は、当該購入者は不二越の代理人等ではなく、一旦シンガポール国内の顧客に販売されている以上、除外する理由がないとして主張を斥けた。

来るが、同じ自動車用ベアリングを対象としていた日本、米国、カナダ、欧州に関しては、対象商品の種類は共通している可能性が高い。また、オーストラリア、シンガポールではベアリングの種類を特定せず、「アフターマーケット向けの顧客に供給されるベアリング」がカルテルの対象とされているが、産業機械用、自動車用それぞれのベアリングと重複する可能性もあると考えられる。また、韓国では3種のベアリングがカルテルの対象として認定されているが、それぞれの商品がどのように区別されているのか、また、他法域における「産業機械用ベアリング」「自動車用ベアリング」という切り分けとどのように対応するのかは、必ずしも明らかでない。

上記のうち、自動車用ベアリングについて違反行為を認定している法域では、間接販売という形態での重複が考えられるところ、公表情報のみから重複状況を厳密に明らかにすることは困難である。もっとも、基本的には当該法域における売上が制裁金等算定の基礎となっていることがうかがわれ、実際の処理として重複は回避されているか、少なくとも配慮されているものと思われる。

他方、シンガポールにおいては、制裁金の算定基礎となる売上はシンガポールにおける売上に限定されており、アフターマーケット向けでは間接販売も観念できないことから、重複は生じないと考えられる。なお、前記脚注で記載したとおり、購入者がシンガポール国外に販売したベアリングも制裁金の算定対象に含まれており、当該第三国が再度制裁金を課す場合には多重賦課の可能性がある。もっとも、本件で実際にそのような多重賦課の事実があったのかは明らかでないほか、購買者の転売による多重賦課のリスクは、部品に限らず、転々流通する商品については常に存在し得る。

オーストラリアについては、一定程度、国内の売上のみを課徴金算定の基礎としているとうかがわれるものの、公表文等からは明らかではない。その他、韓国、シンガポール等についても、課徴金の算定の基礎は公表文等からは明らかでない状況である。

2-3. DRAM

(1) 事実関係

本件は、DRAMメーカーが、DRAMの販売業務に関して、価格カルテルを行っていたものである。

欧州では、2010年、株式会社日立製作所（以下「日立」という。）、株式会社東芝（以下「東芝」という。）、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）、エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」という。）、サムスン電子（以下「サムスン」という。）（韓）、ハイニクス・セミコンダクター（以下「ハイニクス」という。）（米）、インフィニオン・テクノロジーズ（以下「インフィニオン」という。）（独）、ナンヤ・テクノロジー（以下「ナンヤ」という。）（台湾）の9社に対して制裁金を課す欧州委員会の決定がなされている。

米国では、2006年3月に、エルピーダが、米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。

(2) 決定内容

欧州委員会の認定によれば、違反行為者は、コンピューター／サーバーを OEM により供給する主要な事業者（以下「OEM 事業者」という。）に対して EEA 域内において販売する DRAM（欧州委員会の決定では通常の DRAM 及び Rambus DRAM と呼ばれる 2 種類の製品が特定されている。）について、会合や電話でのやりとりを通じて、相互にその価格情報及びその他の秘密情報を交換し、価格調整を行っていたとされ、これが EU 競争法の禁止する価格カルテルに該当するとされた。制裁金額の総額は 3 億 3127 万 3800 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。なお、Micron Technology（以下「マイクロン」という。）（米）は、違反行為者とされているが、リニエンシー制度に基づき上記カルテルについて最初に欧州委員会に申告したとして、制裁金は全額免除されている。また、本件は 2008 年に制定された和解手続が初めて適用された事件であり、この手続により、9 社に課された制裁金はいずれも和解による 10% の減額がなされている。

違反行為者	制裁金額（ユーロ）	減免率
日立	20,412,000	10%
NEC	10,296,000	28%
日立及び NEC	連帯して 2,124,000 ⁶⁴	10%
東芝	17,641,800	20%
三菱電機	16,605,000	20%
エルピーダ	NEC 及び日立の 3 社で連帯して、496,000 ⁶⁵	28%
ハイニクス	51,471,000	42%
インフェニオン	56,700,000	55%
サムスン	145,728,000	28% ⁶⁶
ナンヤ	1,800,000	10%
マイクロン	0	100%
合計	331,273,800	

また、欧州委員会の決定では、本件における制裁金の算定は、違反行為に直接又は間接に関係する製品及びサービスの EEA 域内における売上を基礎とするとされている。

米国では、エルピーダに対する略式起訴状によれば、同社が他の違反行為者との間で① PC 及びサーバーの OEM 事業者に対して米国その他の地域において供給する DRAM の価格を維持する行為を行っていた、② Sun Microsystems が米国及びその他の地域において発注する DRAM の入札案件において受注調整を行っていたとされ、これらの行為がシャーマン法第 1 条に反するものとされた。この訴訟において、エルピーダは米国司法省との間で 8400 万米ドルの罰金を支払う司法取引に合意した。

⁶⁴ エルピーダが調査に協力したことによって得た減額は日立及び NEC には適用されない結果、日立及び NEC がエルピーダに適用された減額分を 2 社で連帯して支払うべきとされた。

⁶⁵ エルピーダは日立及び NEC の半導体部門を統合して 2001 年 3 月 1 日に設立されたジョイントベンチャー（持分比率 1：1）であり、同日以降のエルピーダの違反行為には、間接的に日立及び NEC が関与していたといえることから、3 社が連帯して支払うべきものとされた。

⁶⁶ さらに、サムスンは Rambus DRAM に関する調査に協力したことにより、Rambus DRAM に関する違反行為については制裁金算定の根拠から除外するという形で、事実上の減額を受けている。

(3) 整理・分析

本件では、主要な OEM 事業者に対して供給される DRAM 製品に関して行われていた価格調整がカルテルとして認定された。

制裁金の算定にあたっては、欧州では EEA における違反行為に関連する直接又は間接の DRAM 製品の売上を算定の基礎としており、間接販売分については対象が他の法域と重複している可能性がある。

また、米国についても、略式起訴状では米国その他における価格調整行為等が違反行為の対象とされており、他の法域との重複の可能性がある。もっとも、司法取引合意書においては、米国内の OEM 事業者に対する売上のうち、違反行為によって直接の影響を受けた範囲のみが認定されているため、司法取引合意書の認定に依拠する限りにおいては他の法域との重複は生じないものと考えられる。

2-4. 液晶パネル

2-4-1. モトローラ事件⁶⁷

(1) 事実関係

本件は、台湾、韓国の LCD パネルメーカーが台北において会合を行い、また当該メーカーと日本の LCD パネルメーカーが協議を行う等してその販売する LCD パネルについて価格カルテルを行ったものである。

モトローラ・モビリティ（以下「モトローラ」という。）（米）は、モトローラ及び製造子会社が購入した、当該価格カルテルの対象となった LCD パネルにつき、米国反トラスト法違反に基づく損害賠償を請求した。

本事件では、第7巡回区控訴裁判所は2014年3月27日に一度判決を行ったが、その後、モトローラ、米国司法省、連邦取引委員会による再審理の請求を受け、2014年11月26日に原判決を破棄し新たな判決を下しており、さらに2015年1月12日付で判決理由を補足する判決修正の決定をなしている。モトローラは上告を申し立てたが、許可されず、本判決は確定した。

(2) 判決内容

カルテルの対象となったのはテレビやPCのモニター、携帯電話等に用いられる部品である LCD パネルである。そのうち、本件では、モトローラ又はモトローラの子会社が購入した携帯電話用 LCD パネルに関して、モトローラによる損害賠償請求が認められるか否かが問題となった。

この LCD パネルについては、以下の3つのカテゴリーに分類される。

⁶⁷ Motorola Mobility LLC v. AU Optronics (7th Cir. Nov 26, 2014, amended Jan. 12, 2015).

- ① モトローラが直接購入し、米国内に直接納入されたもの（全体の1%）
- ② モトローラの米国外子会社が購入したLCDパネルで、米国外において最終製品（携帯電話）に組み込まれ、その後最終製品が米国のモトローラに出荷されモトローラが最終製品を米国で販売したもの（全体の42%）
- ③ モトローラの米国外子会社が購入したLCDパネルで、米国外において最終製品に組み込まれたうえで、米国以外の国で最終製品が販売されたもの（全体の57%）

本判決では、カテゴリー①については米国への直接の影響が明らかであり、米国反トラスト法の適用対象となるとし、一方カテゴリー③については米国に効果が及ばないのは明らかであるとして、米国反トラスト法に基づく損害賠償請求の対象となり得ないという判断がなされている。最も争点となったカテゴリー②についても、モトローラには請求適格がないとして米国反トラスト法に基づく損害賠償請求を否定した。その主要な理由は以下のとおりである。

まず、モトローラはその米国外子会社が被った損害の賠償を請求しているところ、当該米国外子会社の損害については、本来その子会社が存する国の法令に基づいて損害賠償請求をすべきものであり、カルテルの直接の被害者はあくまで米国外子会社であって米国外子会社とモトローラとを一体として機能する事業体としてみることはできず、モトローラには請求の適格がないとした。加えて、モトローラは、LCDパネルの購入価格や数量を決定していたのはモトローラであり、米国外子会社はそれに従って発注をしていたのであって、実際の購入者はモトローラである旨主張するが、判決は、外国法のもと設立され、法的にモトローラとは区別される米国外子会社を通してLCDパネルを購入することを選んだ以上、カルテルによる損害がモトローラ自身に発生したと主張することはできないとして、モトローラの主張を退けている。

また、カルテルにより直接の購買者が受けた損害がどの程度間接の購買者に転嫁されるか算定することは困難であるところ、イリノイ・ブリック事件最高裁判決⁶⁸が、カルテルにより直接被害を受けた直接の購買者にのみ請求適格を認めるとしたことにも言及し、ここからも間接の購買者であるモトローラの請求適格は認められないとした。

（3）整理・分析

本判決では、FTAIAに定められた米国反トラスト法の適用要件である直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果の要件については最終的な判断は行わず、請求適格の要件について否定し、最終的に米国反トラスト法に基づく損害賠償請求を認めなかったものである。

ただし、本件で判断された請求適格による制約は民事訴訟であることによるものであって、部品についての価格カルテルが米国における最終製品の価格に法律が要求するだけの効果を及ぼしていれば、米国司法省による刑事処分や差止請求は妨げられないとしており、民事訴訟以外の場面においては域外適用の範囲が異なりうることを示している。

カテゴリー②へのシャーマン法に基づく損害賠償請求が否定されたことから、少なくとも

⁶⁸ Illinois Brick Co. v. Illinois, 431 U.S. 720 (1977)

も民事事件においては重複賦課の可能性はないといえる。

2-4-2. AUO 刑事事件⁶⁹

(1) 事実関係

本件は、台湾、韓国の LCD パネルメーカーが台北において会合を行い、またかかるメーカーと日本の LCD パネルメーカーが協議を行う等して、米国その他の地域において販売するパネル（コンピューターのモニター、ノート型パソコン、テレビ、携帯電話等に使用される部品としてのパネル）について価格カルテルを行ったものである。この国際カルテルによって LCD パネルの価格が値上げされ、当該 LCD パネルは、米国外で液晶テレビ等に組み込まれ、それら最終製品は米国に輸出された。なお、テレビ用の LCD パネルは液晶テレビの基幹部品であり、コストの数割から過半を占めるとされる。

米国司法省は本件カルテルについて刑事訴追を行い、被告会社 8 社のうち、AU Optronics（以下「AUO」という。）（台湾）以外は司法取引を行い、総額 8 億 9000 万米ドル超の罰金を支払っている。

AUO に対しては 5 億米ドルの罰金が科された。本件に対する FTAIA の適用が争点のひとつになったが、米国の第 9 巡回区控訴裁判所はシャーマン法の適用が可能であるとした。

(2) 判決内容

本件では、被告である AUO から、FTAIA の適用について、輸入取引例外（外国との取引であっても米国への輸入取引の場合はシャーマン法の適用は除外されない）を適用したのは誤りであり、国内効果例外（直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な効果を及ぼす場合にはシャーマン法の適用は除外されない）についても、本件では直接的な効果は認められないという主張がなされた。

米国の控訴裁判所はこれに対し、エンパグラン事件を引用して、輸入取引は FTAIA の対象とする外国の行為にあたらなかったうえで、本件ではカルテルに従事した者が輸入取引を行ったことが立証されているため、カルテルの対象部品を使用して組み立てられた完成品の輸入が輸入取引を構成するとした。さらに、国内効果例外で考えたとしても、価格カルテルの影響を受けた LCD パネルが米国に輸入されていることが明らかであり、直接的な効果が立証されているとして、米国のシャーマン法の適用を認めた。本件が米国通商に与える影響が比較的小さいということは、民事訴訟においては請求適格がないという理由になりうるとしても、米国司法省による刑事訴追又は差止請求を制限するものではないとしている。

⁶⁹ United States v. Hui Hsaung, et al, 758 F.3d 1074 WL3361084, Ct. App. 9th, July 10 2014 amended Jan. 30 2015

(3) 整理・分析

本件では、部品そのものではなく最終製品が米国に輸入されている場合でも、カルテルを行った者がその輸入取引を行っている場合には、米国反トラスト法が適用される場合があることを明らかにしたものである。

また、請求適格による制約は民事訴訟に固有のものであり、民事訴訟と刑事訴訟との間では域外適用の範囲が異なりうることを示している。

上述のモトローラ事件のとおり、間接販売が刑事処分の対象となる可能性が存在する結果、制裁金等については他法域との間で重複する可能性がある。もっとも、本件での実際の重複の有無・程度は明らかでない。

2-4-3. イノラックス事件⁷⁰

(1) 事実関係

本件は、台湾、韓国の LCD パネルメーカーが会合を行い、また当該メーカーと日本の LCD パネルメーカーが協議を行う等してその販売するパネル（コンピューターのモニター、ノート型パソコン、テレビ、携帯電話等に使用される部品としてのパネル）について価格カルテルを行ったものである。

欧州委員会は、韓国及び台湾の LCD パネルメーカー6 社に対し、価格カルテルを行っていたとして、2010 年、総額 6 億 4892 万 5000 ユーロの制裁金を賦課した。欧州委員会は、制裁金の算定の基礎になりうるものとして、LCD パネルを以下の三類型に区分している。

- (a) EEA 域内で第三者に販売された LCD パネル
- (b) EEA 域外でイノラックスの子会社が LCD パネルを最終製品に組み込み、その最終製品が EEA 域内で販売されたもの
- (c) EEA 域外で第三者に販売された LCD パネルで、当該第三者が当該 LCD パネルを最終製品に組み込み、その最終製品が EEA 域内で販売されたもの

そのうえで、欧州委員会は、(a) (b) の売上のみを考慮することで抑止力としては十分であるとして、結局 (c) の類型については制裁金算定の基礎には含めなかった。

制裁金の対象となった台湾の LCD パネルメーカーであるイノラックスは、制裁金の算定の基礎となる売上高の中に、EEA 域外のイノラックスの子会社が LCD パネルを最終製品に組み込みその最終製品が EEA 域内で販売されたもの (b) の売上高が含まれていることが不当であるとして、当該制裁金決定の取消・減額を求め欧州普通裁判所に提訴していたが、欧州普通裁判所は、基本的には欧州委員会の決定を支持しつつ、イノラックスに対する制裁金額を 2 億 8800 万ユーロに減額する判決を出した。その後、イノラックスが欧州司法裁判所に対し上告し、欧州司法裁判所は 2015 年 7 月 9 日に判決を示した。

⁷⁰ Case C-231/14, [2015] E.C.R. I__ (delivered July 9, 2015).

(2) 判決内容

イノラックスは、上告審において、(b)も制裁金の計算の基礎から除かれるべきであると主張をしたが、欧州司法裁判所はその判決において、カルテルにより値上げされた LCD パネルの価格の影響により、それが組み込まれた最終製品の販売が EEA 域内の最終製品市場の競争にも影響を及ぼし得るとして、最終製品の売上高もカルテルと関連性があると認定した。

また、イノラックスは、EEA 域内で販売された最終製品の売上を課徴金算定の際に考慮に入れることは、欧州委員会の土地管轄を逸脱するものであるとの主張を行ったが、欧州司法裁判所は、カルテルを行った者又はグループから EEA 域内で製品をはじめて独立した第三者に販売することでカルテルを実行している以上、欧州委員会は EU 機能条約第 101 条を適用することができるとする一方、制裁金算定においては、基礎となる販売額が違反行為の経済的影響を反映していることが重要であり、本件では最終製品の売上高も算定の基礎とすることに正当な根拠があるとして、イノラックスの主張を棄却した。

(3) 整理・分析

上記三類型のうち、(c)については EEA 域外で第三者にカルテル対象製品が販売されており、そこで第三者がカルテルによる損害を被っているため、当該地域で現地の競争当局が制裁金を課する可能性があり、他の法域との重複執行のおそれがあるが、今回は算定の基礎になりうるとしているのみで、実際には制裁金等の算定対象には含まれていないため、結果的には重複は生じていない。ただし、本件では(a)(b)のみを基礎とすることで抑止力としては十分であるという理由で除外されているものであるため、今後の他事件では(c)に該当する売上も制裁金等算定の基礎とされる可能性がある。

また、(b)についても、仮に、完全な子会社ではなかった場合には、カルテル実行者と同一視されずに、子会社に対するカルテルが行われていたとみなして、現地当局が制裁金を課す可能性があり、その場合には重複執行が行われる可能性が排除しきれない。

2-5. ブラウン管

(1) 事実関係

本件は、ブラウン管テレビ等に使用される部品であるブラウン管 (CRT) の製造販売業者が、ブラウン管についてカルテルを行った事案である。

日本では、東南アジア地域において、ブラウン管の製造販売業者が、日本のブラウン管テレビ製造販売業者の、東南アジアに所在する現地製造子会社等向けのテレビ用ブラウン管の価格について、各社が遵守すべき最低目標価格等を設置する旨を合意する等、価格を維持し、又は引き上げていたとして、2009年から2010年にかけて排除措置命令及び総額33億2224万円の課徴金納付命令が出された。これに対して、サムスンSDI (韓) やMT映像ディスプレイ (日本等) 等から審判請求が行われ、2015年5月にそれに対する審決が出された。

欧州では、2012年12月に、テレビ用ブラウン管 (CPT) 及びコンピューターのモニター

用ブラウン管（CDT）の分野におけるいずれか又は両方のカルテルに関与したとして、サムスン SDI（韓）や MT 映像ディスプレイ（日本等）のほか、株式会社東芝（以下「東芝」という。）及びパナソニック株式会社（以下「パナソニック」という。）を含む 7 の国際企業グループに対し、総額 14 億 7051 万 5000 ユーロの制裁金を課している。

米国では、コンピューターのモニター用ブラウン管（CDT）に関するカルテルについて、2011 年 3 月、サムスン SDI（韓）が司法取引により 3200 万ドルの罰金の支払いに合意している。なお、テレビ用ブラウン管については、当該司法取引において、同社の刑事責任を問わない旨が明記されている。

（2）決定内容

日本の公取委は、ブラウン管の製造販売業者 11 社が、日本のブラウン管テレビ製造販売業者がその現地製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管について、おおむね四半期ごとに次の四半期におけるその現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意することにより、ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していたと認定し、2009 年から 2010 年にかけて、5 社に総額 33 億 2224 万円の課徴金納付命令を発した。

これに対する審判では、主に本件に日本の独禁法第 3 条後段を適用することができるかが問題となったが、審決では、「事業者が日本国外において独占禁止法第 2 条第 6 項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第 3 条後段が適用されると解するのが相当である」としたうえで、日本のブラウン管テレビ製造販売事業者が、ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、現地製造子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示してブラウン管を購入させていたことなどを認定し、「日本のブラウン管テレビ製造販売業者はブラウン管の需要者に該当するものであり、ブラウン管の販売分野における競争は、主として日本に所在する需要者をめぐって行われるものであった」として、独禁法の適用を認めた⁷¹。

欧州委員会は、ブラウン管製造販売事業者が、共同して、価格協定、市場分割及び顧客割当てを実施し、さらに生産量についても制限していたと認定し、また当該価格協定等は、テレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管のそれぞれについて世界的に実施されていたとして、EEA 全域における違反を認定し、うち 6 社に総額 14 億 7051 万 5000 ユーロの制裁金を課した。制裁金の対象となった会社のうち、東芝、パナソニック、MT 映像ディスプレイ、サムスン SDI 等 5 グループは、欧州委員会の決定の取消しを求めて 2013 年にそれぞれ欧州普通裁判所に提訴した。欧州普通裁判所は、2015 年 9 月、LG Electronics, Phillips, サムスン SDI 等の請求を棄却するとともに、東芝単独に課されていた 2800 万ユーロの制裁金は取り消され、またパナソニック単独に課されていた 1 億 5747 万ユーロが 1 億 2886 万ユーロに減額する判決を言い渡した。なお、パナソニック及び東芝

⁷¹ 平成 28 年 4 月 22 日等の東京高等裁判所判決においても、この結論は維持されている。

は、MT 映像ディスプレイとの連帯により課されていた制裁金 9400 万ユーロについても争っていたが、これについての請求は棄却されている。

(3) 整理・分析

日本において、課徴金の対象となっている商品は、テレビの部品となるブラウン管である。当該ブラウン管は日本国外の東南アジア地域において製造され、東南アジア地域に所在するブラウン管テレビ製造事業者（日本のブラウン管テレビ製造販売業者の現地製造子会社等）に販売されている。

この点、前述（本報告書 2-4-1）のモトローラ事件では、カルテルの対象となった LCD パネルは以下の 3 つのカテゴリーに分類されているが、同事件と比較すると本件で課徴金算定の対象となったブラウン管の大部分はカテゴリー③に相当することが考えられる。

- ① モトローラが直接購入し、米国内に直接納入されたもの
- ② モトローラの海外子会社が購入した LCD パネルで、海外において最終製品（携帯電話）の部品として組み込まれ、その後最終製品が米国のモトローラに出荷されモトローラが最終製品を米国で販売したもの
- ③ モトローラの海外子会社が購入した LCD パネルで、海外において最終製品の部品として組み込まれた上で、米国以外の国で最終製品が販売されたもの

モトローラ事件では米国反トラスト法に基づく損害賠償請求の可否が議論となったのはもっぱらカテゴリー②であり、カテゴリー③については当然に米国に効果が及ばないものとして米国反トラスト法に基づく損害賠償請求の対象とならないという判断がなされている（カテゴリー②についても前述のとおり最終的に請求適格が否定されている）。また欧州においても、後述のとおり、カテゴリー③の類型は制裁金算定の対象となりうるものには含まれていない。

しかし、日本の公取委審決においては、カルテルの対象となった製品又はそれを組み込んだ製品が日本国内で販売されたかどうかという点ではなく、「競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるもの」であるかどうかが日本の独禁法適用の可否の基準となるとされ、その結果、日本のブラウン管テレビ製造販売事業者が現地製造子会社のブラウン管購入の交渉に大きく関与していたという認定をもって、東南アジア地域において製造され、東南アジアで販売されたブラウン管についても日本の独禁法が適用されることとなり、その売上が課徴金の対象とされている。なお、ブラウン管事件に係る 3 件の審決取消訴訟について、平成 28 年 1 月 29 日、同年 4 月 13 日及び同月 22 日の東京高等裁判所判決のいずれにおいても、この結論は維持されている。

欧州においては、カルテルの対象とされたテレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管のうち、課徴金算定の対象となりうるものとして、以下の三類型を挙げている。

- (a) カルテルを行った事業者により EEA 域内の顧客に直接販売されたもの
- (b) カルテルを行った事業者により最終製品に組み込まれた上で EEA 域内の顧客に販売されたもの
- (c) カルテルを行った事業者によりテレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニタ

一用ブラウン管が EEA 域外で販売され、それを組み込んだ最終製品が EEA 域内で販売されたもの

そのうえで、(c)も制裁金算定の対象とすることは可能であるが、本件では(c)を算定の対象とする必要はないとして、(a)(b)に該当するもののみについて制裁金を課した。

モトローラ事件のカテゴリーと対比すると、カテゴリー②が(c)と重なりあい、カテゴリー③に該当するもの（最終製品の形でも EEA 域内に入ってきていないもの）はそもそも上記の制裁金算定の対象になりうるものからも除外されている。

(c)については EEA 域外で第三者にカルテル対象製品が販売されており、そこで第三者がカルテルによる損害を被っているため、当該地域で現地の当局が制裁金を課す可能性があり、他の法域との重複執行のおそれがあるが、今回は算定の基礎になりうるとしているのみで実際には制裁金の算定対象には含まれていないため、結果的には重複は生じていない。また、(b)についても、グループ外への最初の販売が EEA 域内で生じていることから、他当局との重複執行の可能性は低いものと思われる。

2-6. 小括

(1) 当局の判断から明らかになった点

上記の各事件を概括すれば、直接販売だけでなく、間接販売についても対象とされる場合があるといえる。例えば、特に事例の多い液晶パネルについてみると、イノラックス事件で、欧州委員会は、「EEA 域内で第三者に販売された LCD パネル」及び「EEA 域外でイノラックスの子会社が LCD パネルを最終製品に組み込み、その最終製品が EEA 域内で販売されたもの」の売上のみを考慮し、「EEA 域外で第三者に販売された LCD パネルで、第三者が当該 LCD パネルを最終製品に組み込み、その最終製品が EEA 域内で販売されたもの」は制裁金算定の基礎には含めなかった。このことから、EEA 域内に輸入された部品（完成品の形態をとるものを含む）の全て又は一部が対象となった⁷²(液晶パネル(イノラックス事件))。

モトローラ事件で、米国第7巡回区控訴裁判所は、「モトローラが直接購入し、米国内に直接納入されたもの」は米国への直接の影響が明らかであり米国反トラスト法の適用対象となるとした。一方、「モトローラの海外子会社が購入した LCD パネルで、海外において最終製品の部品として組み込まれたうえで、米国以外の国で最終製品が販売されたもの」については米国に効果が及ばないものとして、米国反トラスト法の適用対象とならないと判断し、また「モトローラの海外子会社が購入した LCD パネルで、海外において最終製品（携帯電話）の部品として組み込まれ、その後最終製品が米国のモトローラに出荷されモトローラが最終製品を米国で販売したもの」については請求適格がないとして、米国反トラスト法の適用を否定している（液晶パネル（モトローラ事件））。

⁷² 泉水文雄「外国でなされたカルテルに対する競争法の適用範囲」（根岸哲古稀論文集『競争法の理論と課題』、有斐閣、2013年）、169頁）

一方、同じく LCD パネルに関する AUO 事件においては、部品そのものではなく最終製品が米国に輸入されている場合でも、諸般の事情を検討した上で「直接性」の要件を肯定して米国反トラスト法が適用可能であるとされた（液晶パネル（AUO 刑事事件））。

また、ブラウン管事件では、日本における課徴金の対象となる部品（ブラウン管）を組み込んだ最終製品の中には、日本以外の国に供給されたものも含まれる⁷³が「競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるもの」との基準により日本の独禁法が適用されている（ブラウン管（ブラウン管事件））。

欧州においては、カルテルの対象とされたテレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管のうち、「カルテルを行った事業者により EEA 域内の顧客に直接販売されたもの」及び「カルテルを行った事業者により最終製品に組み込まれた上で EEA 域内の顧客に販売されたもの」の売上のみを考慮し、「カルテルを行った事業者によりテレビ用ブラウン管及びコンピューターのモニター用ブラウン管が EEA 域外で販売され、それを組み込んだ最終製品が EEA 域内で販売されたもの」は算定の基礎には含めなかった。

その他でも、ワイヤーハーネス事件では、米国司法省は、罰金算定基礎として、違反行為者（及びその子会社等）による米国内売上及び米国への輸出売上（「直接販売」）のほか、米国に輸出された完成品に搭載されたカルテル製品の売上（「間接販売」）も含める傾向がある（ワイヤーハーネス（自動車部品カルテル事件））。

（2）各競争当局間で意見が異なる点

モトローラ事件では当然に米国に効果が及ばないものとして米国反トラスト法に基づく損害賠償請求の対象とならないという判断がされている「モトローラの海外子会社が購入した LCD パネルで、海外において最終製品の部品として組み込まれたうえで、米国以外の国で最終製品が販売されたもの」については、欧州においても、最終製品の形でも EEA 域内に流入していないものは制裁金の算定の対象となり得る類型からそもそも除かれている。他方で、日本のブラウン管事件における公取委による審決は、競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われたことで競争が実質的に制限されたとして独禁法を適用した上で課徴金の対象としていることから、海外で最終製品が販売されたものについても課徴金の算定の対象となっていると考える余地がある。（ブラウン管（ブラウン管事件））。

モトローラ事件では、請求適格による制約は民事訴訟であることによるものであって、部品についての価格カルテルが米国における最終製品の価格に要件として法定される効果を及ぼしていれば、米国司法省による刑事処分や差止請求は妨げられないと判示されており、民事訴訟以外の場面においては域外適用の範囲が異なりうることを示している（液晶

⁷³ 小田切委員の補足意見において、全てのブラウン管が商流として日本に入っているわけではないことや、日本に居住する最終的なブラウン管テレビの消費者の割合は半数を大きく下回ることに疑いがない旨が言及されている。

パネル（モトローラ事件）。

ベアリング事件においては、違反行為の対象商品は自動車用ベアリングと産業機械用ベアリングがあるが、同じ自動車用ベアリングを対象としていた日本、米国、カナダ、欧州に関しては、処分の対象は重複する可能性があり、同様に、産業機械用ベアリングを対象としていた日本、オーストラリア、シンガポール、韓国も処分の対象は重複する可能性がある。もっとも、実際の処分の重複の有無・範囲を厳密に明らかに考慮することは困難ではあると思われるが、基本的には当該法域における売上が制裁金等算定の基礎となることがうかがわれ、実際の処理として制裁金の多重賦課は回避されているか、少なくとも配慮されているものと思われる。なお、日本の公取委の認定では、違反行為の地理的範囲が「我が国（日本）における」となっているため、国内売上が課徴金算定の基礎となっているとも考えられる。ただし、公表文に明確な記載はないため、正確なところは不明である（ベアリング（自動車部品カルテル事件））。

ワイヤーハーネス事件において、米国において制裁金算定において直接販売分のみならず間接販売分が含まれることで罰金の重複賦課のリスクを高める可能性がある。また、欧州では、基本的に EEA 域内の売上が対象で EEA 域外は含まないが、日産の B-Platform により提供されたものについては、日本の公取委の対象となっていることから潜在的な重複があったと考えることができる（ワイヤーハーネス（自動車部品カルテル事件））。

（3）その他（今後の事例の蓄積が待たれる点）

ブラウン管事件における公取委審決及び東京高裁判決が示すような考え方に基けば、自国外で販売されたものであっても、自国の会社が取引の交渉に関与していれば自国の競争法を適用し制裁金を課することができるということになり、競争法の適用範囲が大きく広がる結果、同一の売上に対して複数の制裁金が重複して賦課される可能性が高くなるとも考えられる。

さらに、間接販売をも対象に含めたベアリング事件の米国における制裁金算出における直接販売・間接販売にかかる記載は司法取引同意書では必ずしも明らかになっておらず、同カルテルにおける罰金算定の基礎に関する米国司法省の考え方は依然不明であることから、さらなる事例の蓄積が待たれる。

3. 交通サービス

交通サービス分野においては、航空運送と外航海運をめぐるカルテル事件を取り上げる。

3-1. フレイト・フォワーディング

(1) 事実関係

本件は、国際航空貨物利用運送業務⁷⁴を営む事業者らが、燃油サーチャージ⁷⁵、AMS チャージ⁷⁶、セキュリティチャージ⁷⁷、爆発物検査料を荷主に請求することを事前に合意することによってカルテルを行っていたものである。

日本においては、2009年3月に、計14社の違反行為者に対して、排除措置命令及び約90億5300万円の課徴金納付命令が出されている。なお、DHL グローバルフォワーディングジャパン株式会社は、違反行為者と認定されているが、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされていない。

米国では、2010年9月にEGL(米)、BAX Global(以下「BAX」という。)(米)、Kuehne and Nagel International(以下「Kuehne + Nagel」という。)(スイス)、Panalpina World Transport(以下「Panalpina」という。)(スイス)、Geologistics International Management(以下「Geologistics」という。)(バミューダ)、Schenker(独)の違反行為者6社が、2011年9月には、株式会社近鉄エクスプレス(以下「近鉄」という。)、株式会社阪急阪神交通社(以下「阪急」という。)、日本通運株式会社(以下「日本通運」という。)、株式会社日新(以下「日新」という。)、西日本鉄道株式会社(以下「西日本鉄道」という。))及びバンテックワールドトランスポート株式会社(以下「バンテック」という。))の違反行為者6社が、2012年9月にヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社(以下「ヤマト」という。))が、それぞれ米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。

欧州では、欧州委員会が、国際航空貨物利用運送業務について4つのカルテルを認定し、それぞれ6社、9社、11社、9社に対して、制裁金を賦課した。

シンガポールでは、11社に対して制裁金の支払いを命じる決定が行われている。

ニュージーランドでは6社に対して罰金の支払いを命じる判決がなされている。

また、韓国では、25社に対して、1億3800万ウォン以上の課徴金の支払を命じる決定がなされている。

(2) 決定内容

日本の公取委による認定では、違反行為者は、①違反期間における貨物について、利用する航空会社から燃油サーチャージの請求を受けることとなるときは、当該燃油サーチャージに相当する額を荷主向け燃油サーチャージとして請求する旨を合意し、また、違反行為者のうちエアボーンエクスエクスプレス株式会社を除く13社は、②違反期間における

⁷⁴ 公取委による排除措置命令書によれば、「他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業者を営む者の行う運送を利用して行う輸出に係る貨物の運送（これに先行及び後続する当該貨物の集配のためにする自動車による運送を併せて行う場合における当該運送を含む。）に係る業務」と定義されている。本業務はいわゆるフレイト・フォワーディングとされる。

⁷⁵ 航空会社が、航空燃油価格の高騰時に限り、航空燃油価格の変動の程度に合わせて設定し、航空運賃に付加して請求する費用のこと。

⁷⁶ 米国の税関当局の実施する航空貨物情報事前申告制度に伴い生ずる費用を賄うために荷主に請求される費用のこと。

⁷⁷ 国土交通省の実施する航空運送に関する保安対策に対応するために必要な費用を賄うために荷主に請求される費用のこと。

米国を仕向地とする貨物及び同国を經由してヨーロッパ地域を除く第三国を仕向地とする貨物を対象に、1件あたり500円以上をAMSチャージとして請求する旨を合意し、③違反期間における貨物を対象に、1件あたり300円以上をセキュリティチャージとして、爆発物検査を実施したときはセキュリティチャージに加えて1件あたり1500円以上を爆発物検査料として請求する旨を合意したとされ、これらが不当な取引制限に当たるとされている。違反行為者及びそれぞれに対する課徴金額は下表のとおりである。

違反行為者	課徴金額 (円)
日本通運	2,495,030,000
郵船航空サービス	1,728,280,000
近鉄エクスプレス	1,494,610,000
西日本鉄道	851,960,000
阪急	674,140,000
日新	525,210,000
バンテック	417,890,000
ケイラインロジスティクス	320,780,000
ヤマト	277,320,000
商船三井ロジスティクス	165,340,000
阪神エアカーゴ	90,900,000
ユナイテッド航空貨物	11,520,000
DHL	- ⁷⁸
エアボーンエクスプレス	- ⁷⁹
合計	9,052,980,000

米国では、米国を仕向地とする国際航空貨物利用運送業務について、違反行為者6社が一定額以上をAMSチャージとして請求することを合意していた事件(①)及び、①とは異なる違反行為者7社が、国際航空貨物利用運送業務の料金及びチャージについて協調していた事件(②)が認定され、それぞれ米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。①及び②の違反行為者及びそれぞれに対する罰金額は下表のとおりである。

違反行為者	罰金額 (米ドル)	
①	EGL	4,486,120
	BAX	19,745,927
	Kuehne + Nagel	9,865,044
	Panalpina	11,947,845
	Geologistics	687,960
	Schenker	3,535,514
	②	近鉄エクスプレス
阪急		4,522,065
日本通運		21,115,396
日新		2,644,779
西日本鉄道		4,673,114
バンテック		3,339,648
ヤマト		2,326,774
合計	99,355,863	

⁷⁸ 同社は、違反行為者であるものの、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人とはなっていない。

⁷⁹ 同社は、2003年12月31日に国際航空貨物利用運送業務事業から撤退している。

欧州では、2012年3月、欧州委員会により、国際航空貨物利用運送業務に関して以下の4種類のカルテルが認定されている。

カルテルの種類	カルテルの内容	違反行為者数	制裁金総額 (ユーロ)
①NES (New Export System) カルテル	違反行為者は、2003年にイギリスが電子輸出申告書制度を導入したことを契機に、申告サービスに係るサーチャージについて決定し、荷主から当該サーチャージを徴収していた。	6社	13,351,000
②AMS (Advanced Manifest System) カルテル	違反行為者は、AMSに基づき、米国に商品情報を伝達することに対するサーチャージを導入し、そのサーチャージを競争の手段として利用しない旨を合意していた。	10社	92,751,000
③CAF (Currency Adjustment Factor) カルテル	違反行為者は、2005年のウォン高ドル安の後、顧客との契約書においてドル払いから人民元払いへの変更、又はそれが不可能であれば、通貨変動割増料率と呼ばれるサーチャージを導入することについて合意し、荷主から当該サーチャージを徴収していた。	11社	15,822,000
④PSS (Peak Season Surcharge) カルテル	違反行為者は、クリスマスシーズンにおける繁忙期割増料の導入、導入時期及び金額について合意し、かかる合意に沿った金額を設定していた。	9社	47,458,000

それぞれのカルテルにおける違反行為者及び制裁金額は、下表のとおりである。

	違反行為者	制裁金額 (ユーロ) ⁸⁰	減免率
①	Shenker	3,673,000	0%
	CEVA Freight (UK) 及び EGL	連帯して 2,094,000	35%
	DHL Global Forwarding (UK)	0	100%
	Exel Freight Management (UK)	0	100%
	Kuehne + Nagel	5,320,000	0%
	UPS Supply Chain Solutions	2,264,000	0%
②	DSV Air & Sea	379,000	0%
	Agility Logistics	2,296,000	30%
	DHL Management (Schweiz)	0	100%
	Exel Freight Management (UK)	0	100%
	Kuehne + Nagel	36,686,000	0%
	Panalpina	23,649,000	0%
	Schenker 及び Deutsche Bahn	連帯して 23,091,000	25%
	UPS Supply Chain Solutions 及び United Parcel Service	連帯して 3,582,000	0%
	UTi Worldwide, UTi Worldwide (UK) 及び UTi Nederland	1,273,000	0%
	UTi Worldwide	1,795,000 このうち UTi Worldwide (UK) が 738,000 ユーロを、UTi Nederland が 954,000 ユーロを連帯して負担	0%

⁸⁰ 表中、グループ外企業との連帯責任の場合に「連帯して」と記載している。

違反行為者		制裁金額 (ユーロ) ⁸⁰	減免率
③	Schenker China	2,444,000	20%
	Schenker China 及び Deutsche Bahn	連帯して 3,071,000	20%
	Beijing Kintetsu World Express Co., Ltd	623,000	0%
	CEVA Freight Shanghai 及び EGL	連帯して 935,000	50%
	DHL Global Forwarding (China)	0	100%
	DHL Logistics (China)	0	100%
	Kuehne + Nagel	451,000	0%
	Nippon Express (China)	812,000	0%
	Panalpina	3,251,000	0%
	UPS SCS (China) 及び United Parcel Service	連帯して 3,916,000	0%
	Yusen Shenda Air & Sea Service (Shanghai)	319,000	5%
④	Agility Logistics (Hong Kong)	2,662,000	25%
	DHL Global Forwarding (Hong Kong) 及び Deutsche Post	0	100%
	DHL Supply Chain (Hong Kong) 及び Exel	0	100%
	Expeditors	4,140,000	0%
	Hellmann Worldwide Logistics	4,281,000	0%
	Kuehne + Nagel (Hong Kong)	11,217,000	0%
	Panalpina	19,584,000	0%
	Schenker International (HK) 及び Deutsche Bahn	連帯して 2,656,000	50%
	Toll Global Forwarding	2,918,000	0%
合計	169,382,000		

シンガポールでは、シンガポールを仕向地とする国際航空貨物利用運送業務について、違反行為者 10 社が、燃油サーチャージ及びセキュリティチャージについて協調していたとされている。違反行為者及び制裁金額は下表のとおりである。

違反行為者	制裁金額 (シンガポールドル)
DHL Global Forwarding	— ⁸¹
阪急	662,142
ケイラインロジスティクス	828,200
近鉄エクスプレス	771,497
商船三井ロジスティクス	77,887
日本通運	2,072,386
西日本鉄道	330,551
日新	154,249
バンテック	153,662
ヤマト	153,662
郵船航空サービス	2,035,995
合計	7,240,231

ニュージーランドでは、ニュージーランドを仕向地とする国際航空貨物利用運送業務について、違反行為者 6 社が、国際航空貨物利用運送業務の料金及びチャージについて協調

⁸¹ 同社は、違反行為者であるものの、制裁金の名宛人とはなっていない。

していたとされている。違反行為者及び罰金額は下表のとおりである。

違反行為者	罰金額 (豪ドル)
EGL	1,150,000
BAX	1,400,000
Kuehne + Nagel	3,100,000
Panalpina	2,700,000
Geologistics	2,500,000
Schenker	1,100,000
合計	11,950,000

(3) 整理・分析

本件は、フレイト・フォワーディングに関して、燃油サーチャージ、AMS チャージ、セキュリティチャージ、爆発物検査料等を顧客に転嫁するべくカルテルが行われていたものである。本件では、米国、シンガポール及びニュージーランドについては、各地域を仕向地とする取引を違反行為の対象としているのに対し、日本では、AMS チャージについては米国を仕向地とする取引に関する合意を違反行為の対象としており、その他の料金及びチャージについては、特段仕向地について言及していないため、AMS チャージについては日本及び米国で重複が生じている可能性がある。また、欧州についても AMS に関するカルテルが違反行為とされているところ、制裁金の算定は EEA 域内における売上を基礎とするとされているため、例えば EEA 域内に拠点を置く事業者が関わった、米国を仕向地とするフレイト・フォワーディングの売上については米国との重複が生じている可能性がある。

さらに、その他の取引について、日本では特段仕向地が限定されていないため、欧州、シンガポール及びニュージーランドそれぞれとの間で多重賦課が生じている可能性がある。

3-2. 旅客・貨物航空

(1) 事実関係

本件は、旅客・貨物の航空サービスを提供する事業者らが、その運賃について合意等し、カルテルを行っていたものである。

米国司法省は、2006年2月以降、航空会社22社を起訴し、総額18億米ドルを超える罰金を科している。

欧州委員会は、航空会社11社に対し総額約7億9620万ユーロの制裁金を賦課している⁸²。

また、南アフリカでは、British Airways (英) が当局との間で課徴金を支払う合意をしている。

⁸² なお、2015年12月16日、欧州普通裁判所は、欧州委員会の係る決定について、決定本文と理由とに矛盾があったとして、これ取り消す判決を出した。(British Airways v Commission Judgment of December, 16 2015, Case T-48/11 等)

(2) 決定内容

米国司法省との間では、British Airways は米国・英国間の貨物輸送及び旅客運送に関するカルテルについて有罪答弁をし、3 億米ドルの罰金を支払った。大韓航空（韓）は、国際航空輸送の貨物運賃として米国その他の顧客に対する運賃を不正に決定し、米国発韓国着の航空便の卸運賃・旅客運賃を決定する共謀について有罪答弁を行い、3 億米ドルの罰金を支払った。Qantas Airways（豪）は、太平洋航路での米国発着の国際航空貨物輸送のカルテルについて有罪答弁を行い、6100 万米ドルの罰金を支払った。日本航空は、太平洋航路での米国発着の国際航空貨物輸送のカルテルについて有罪答弁を行い、1 億 1000 万米ドルを支払った。Air France（仏）は、大西洋航路での米国発着の航空貨物運賃のカルテルについて 3 億 5000 万米ドル(KLM(蘭)に 1 億 4000 万米ドル)の罰金を支払った。Cathay Pacific（香港）は、大西洋航路での香港発米国着の貨物運賃のカルテルについて、6000 万米ドルを支払った。Martinair（蘭）は、米国発着便での貨物運賃のカルテルについて、4200 万米ドルを支払った。SAS（北欧 3 国）は、大西洋航路での米国発着の貨物運賃のカルテルについて、5200 万米ドルを支払った。全日本空輸は、太平洋路線での国際航空貨物・旅客運送の価格についてカルテルを行っていたことにつき、7300 万米ドルを支払った。

欧州委員会は、航空会社 11 社に対し総額 7 億 9944 万 4000 ユーロの制裁金を賦課した(Air Canada (加) に 2103 万 7500 ユーロ、Air France に約 1 億 8292 万ユーロ、KLM に約 1 億 2716 万ユーロ、Martinair に 2950 万ユーロ、British Airways に約 1 億 404 万ユーロ、Cargolux（ルクセンブルグ）に 7990 万ユーロ、Cathay Pacific に 5712 万ユーロ、日本航空に 3570 万ユーロ、LAN Chile（チリ）に 822 万ユーロ、Qantas Airways に 888 万ユーロ、SAS に 7016 万 7500 ユーロ、Singapore Airlines（シンガポール）に 7480 万ユーロ）。この制裁金は EEA 域内の航空サービス及び EEA と第三国との間の航空サービス両方の売上を基礎に計算されている。ただし、EEA と第三国との間の航空サービスの売上をもとにした制裁金の基礎額については、50%減額されている⁸³。

南アフリカでは、British Airways が当局との間で旅客につき 2176 万 5297 ランド、貨物につき 87 万 1116.50 ポンドの支払いを行う合意をしている。

(3) 整理・分析

米国では、公表されている司法取引合意の文章では、米国で発生した国際航空貨物運送の売上金額について認定されており、罰金算定の対象は米国における売上（アウトバウンド）のみに限定されているものと推測される。

このうち、British Airways は、大西洋航路での米国着貨物については VOC に含まれるべきではないと主張した。これに対して、米国司法省は大西洋航路での米国着（インバウンド）貨物も米国反トラスト法に違反しており、また量刑ガイドラインによれば米国着の貨

⁸³ ただし、2015 年 12 月 16 日欧州普通裁判所は、11 社に課した制裁金額を取り消す旨の判決を下した。

物については計算に含まれないが、それでは本件カルテルの重要性を過少に評価することになると主張した。この論点については、米国発貨物に関する罰金額をガイドラインの下限より引き上げるということに British Airways が同意をするということで決着がつけられている。一方、旅客運送に関する罰金額は、法定の上限額とすることで同意をしている。

欧州では、EEA 域内の航空サービスの売上及び EEA 域内の国と第三国との間の航空サービスの売上の両方が制裁金算定根拠として用いられている。これについて、カルテルを行った事業者からは、EEA 発の航路のみに制裁金算定対象を限定すべきという主張がなされたが、欧州委員会は、カルテルは EEA 発(アウトバウンド)、EEA 着(インバウンド)いずれにもかかるものであって、双方に悪影響をもたらすものであるとして、いずれも制裁金の算定において考慮することが適当であるとした。ただし、EEA と第三国の間の航空サービスについては、一部は EEA 域外で行われるものであり、カルテルの弊害も EEA 域外で生じていることから、基礎となる額から 50%を減額することとしている(ただし、EU とスイスでは特別の協定(Agreement between the European Community and the Swiss Confederation on Air Transport)があるため、EEA 域内とスイスの間の航路はこの減額対象から除かれている。)

南アフリカでは、課徴金の算定対象となった部分は明らかではないが、公表されている司法取引合意書では、British Airways が南ア発着の国際旅客航空サービスについてカルテルを行ったことが認定されており、南ア発・南ア着両方の航路についての売上をベースとして課徴金額が算定された可能性がある。

国際的な航空サービスにおいては、出発地と到着地が異なることになり、どちらの国の競争法を適用すべきかが論点となるが、欧州委員会は制裁金の算定対象を EEA 域内発のものに限定しないかわりに、全体の額の 50%を減額することでその解決を図るものである。しかし、現実に行われたサービスでは往路と復路がちょうど半分ずつになるとは限らず、バランスが偏ることもありえ、そのような場合に他国が自国発の航路のみについて制裁金を課せようとするれば、同一の売上に二重に制裁金が課されることとなり、逆にどこの国からも制裁金が適切に課されない(他よりも軽く課せられる)売上が出てしまうおそれがある。例えば、日欧航路で、実際の運航が欧州発日本着の便だけで売上がすべて欧州域内で発生しているような場合に、欧州で欧州型の計算方法が採用され、一方で日本が自国発航路についてのみ課徴金を課するという方針をとった場合、欧州で制裁金対象となるのは実際に発生した売上の半分のみであり、かつ日本においては一切課徴金の対象とはされないことになり、一部の売上については不当に制裁金から逃れることになる。

3-3. 自動車等運搬船

(1) 事実関係

本件は、船舶運航事業者が、国際的な自動車の運送業務に関して、価格カルテル・受注調整を行っていたものである。

日本においては、2014年3月に日本郵船株式会社(以下「NYK」という。)、川崎汽船株式

会社（以下「KL」という。）、ワレニウス・ウィルヘルムセン・ロジスティックス（以下「WWL」という。）及び日産専用船株式会社（以下「NMCC」という。）に対して排除措置命令及び課徴金納付命令が出されている。なお、株式会社商船三井は、違反行為者と認定されているが、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされていない。

米国では、2014年9月にKLが、2014年12月にNYKが米国司法省との間で罰金を支払う司法取引に合意している。

また、南アフリカでは、2015年8月にNYK及びWWLが、競争委員会との間で課徴金を支払う和解を行っている。

その他、中国においても、2015年12月28日、中国の国家発展改革委員会は、日本企業を含む海運企業8社が輸送価格を不正につり上げたとして、このうち7社に対して計4億700万元（約77億円）の罰金を科すと発表した。

（2）判決内容

日本の公取委による認定では、違反行為者は、日本・北米間の航路、日本・欧州間の航路、日本・中近東間の航路、日本・大洋州間の航路それぞれにおいて、「既存の取引の維持及び運賃の低落防止を図るため、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨の合意の下に」、「荷主ごとに、当該荷主と取引のある複数社間で、運賃交渉に際し、現行運賃からの引上げ率等若しくは現行運賃の維持又は当該荷主に提示する見積運賃を決定する」「荷主ごとに、当該荷主と取引のない者は、当該荷主と取引のある者よりも高値の見積運賃を提示すること等によって、取引のある者が引き続き当該荷主と取引できるように協力する」等していたとされ、これが不当な取引制限にあたりとされている。排除措置命令及び課徴金納付命令は各航路別に出されており、課徴金額は、NYKが4件合計で131億107万円、KLが4件合計で56億9839万円、WWLが2件合計で34億9571万円、NMCCが1件で4億2331万円となっている。なお、海上運送法による独禁法の適用除外との関係については、違反行為者は、適用除外の届出を行っているカルテルとは異なる違反行為を行っていたものであり、このような行為は独禁法の適用除外の対象にはならないとして、独禁法が適用されている。

米国では、米国司法省は、KLについて、カルテルにより影響を受けた、米国から輸出された自動車輸送の売上高は2億1700万米ドル以上であるとし、KLは6770万米ドルを支払う司法取引に合意した。また、NYKについて、カルテルにより影響を受けた、米国から輸出された自動車輸送の売上高は1億7100万米ドル以上であるとし、NYKは5940万米ドルを支払う司法取引に合意した。

南アフリカでは、競争委員会は、NYKについて、14件の違反行為を認定し、NYKは合計で1億400万ランドの課徴金の支払いに合意し和解した。WWLについては、11件の違反行為が認定され、WWLは合計で約9600万ランドの課徴金の支払いに合意し和解した。

(3) 整理・分析

本件は、自動車等の運送業務の受注・運賃額についてのカルテルである。

違反行為者はいずれも国際的な自動車の海上運送を行っていたものであり、基本的には航路ごと（例えば、日本発北米向け航路、欧州発日本向け航路など）で発注が行われていた。

日本の課徴金納付命令においては、課徴金の対象は、いずれも日本に所在する荷主を需要者とし、日本の港で荷積みをし、外国の港で荷揚げする新車に限定されている。

米国においては、司法取引合意において、違法認定対象は、米国発着の新車、中古車、トラック、建機、鉱業用機械、農業用機械等を含む自動車等輸送運賃としているものの、VOC としては米国発の新車の自動車及びトラックに係る輸送運賃のみとしている。ただし、通常、日本から米国に対する新車販売量は、米国から日本に対し販売される車両数よりも多いと考えられることから、罰金額の算定においては、米国向けの運賃に関する取引も一定程度考慮している可能性がある。その場合、日本から米国に向けた運賃で罰金額算定において考慮された限りで、日米において制裁金の賦課が重複すると言いうる。

また、南アフリカにおいては、認定されている違反行為は、いずれも南アフリカを発着に含む航路における、新車・中古車含む車両、建機及び農業用機械等の運賃に関する違反行為である。

各国が、各国発の航路における自動車輸送の売上額に対して制裁金等を課す場合には、多重賦課は生じないと考えられる。

しかし、本件では、南アフリカの競争委員会が課徴金の根拠として認定しているなかには南ア発航路のみではなく、他国発南ア向けの航路も含まれており、そこで多重賦課が生じている可能性がある。

なお、南アフリカでは NYK・WWL いずれも和解により課徴金を支払っているため、この点が争われた場合にどのような判断が下されるのかは明らかではない。

3-4. 小括

(1) 当局の判断から明らかになった点

日本では、AMS チャージに関する合意の部分については米国を仕向地とする取引に関する合意を違反行為の対象としているが、米国、シンガポール及びニュージーランドについては、各地域を仕向地に関する取引を違反行為の対象としている。欧州では、仕向地に関して特段の言及がなく、EEA における売上が制裁金算定の根拠となっている（フレイト・フォワーディング）。

米国では、米国で発生した国際航空貨物運送の売上金額について認定されており、罰金算定の対象は米国における売上のみ限定されているものと推測される。一方、欧州では、EEA 域内の航空サービスの売上及び EEA 域内の国と第三国との間の航空サービスの売上の両

方が制裁金算定根拠とされている（旅客・貨物航空）。

日本においては、課徴金納付命令は日本に所在する荷主が発注したものに限定した上で各航路別に出されており、米国では、カルテルにより影響を受けた、米国から輸出された自動車輸送が対象となっている。また、南アフリカにおいては、認定されている違反行為は、いずれも南アを発着に含む航路での違反行為が対象となっている（自動車等運搬船）。

（２）各当局間で意見が異なる点

米国、シンガポール及びニュージーランドにおいては、各地域を仕向地とする取引に係る合意・調整等が違反行為とされているのに対し、日本では、米国を仕向地とする取引に関する合意を違反行為の対象としており、その他の料金及びチャージについては、特段仕向地について言及していない。

一方、欧州では、仕向地に関して特段の言及がなく、EEAにおける売上が制裁金算定の根拠となっている。

AMS チャージについては日本及び米国の双方において違反行為とされており、米国を仕向地とする国際航空貨物利用運送業務の売上高が双方において課徴金等の算定根拠となっているとすれば、多重賦課が生じることになる。

また、欧州についても AMS に関するカルテルが違反行為とされているところ、EEA における売上とすれば、EEA 域内に拠点を置く事業者が関わった、米国を仕向地とするフレイト・フォワーディングの売上は制裁金算定の基礎となっている可能性があり、もし算定の基礎にされているとすれば、欧州と米国との間でも多重賦課の可能性が生じることになる（フレイト・フォワーディング）。

国際的な航空サービスにおいては、出発地と到着地が異なることになり、どちらの国の競争法を適用すべきかが議論となるが、欧州委員会は制裁金の算定対象を EEA 域内発のものに限定しないかわりに、全体の額の 50%を減額することでその解決を図るものである。しかし、現実に行われたサービスでは往路と復路が半分ずつになるとは限らず、バランスが偏ることもありえ、そのような場合に他国が自国発の航路のみについて制裁金を課せるとすれば、同一の売上に二重に制裁金が課されたり、逆にどこの国からも制裁金が課されない売上が出てきてしまうおそれが生じる（旅客・貨物航空）。

自動車等運搬船では、日本の課徴金納付命令においては、課徴金の対象は、いずれも日本に所在する荷主を需要者とし、日本の港で荷積みをし、外国の港で荷揚げするものに限定されている。米国においては、罰金額の算定の根拠の詳細は明らかではないものの、公表文では米国から輸出された自動車輸送の売上高の額が認定されており、これが金額算定のベースとなっているものと推測される。

また、南アフリカにおいては、認定されている違反行為は、いずれも南アフリカを発着に含む航路での違反行為である。各国が、各国発の航路における自動車輸送の売上額に対して制裁金等を課す場合には、多重賦課は生じないと考えられるが、本件では、南アフリカの競争委員会が制裁金の根拠として認定している中には南ア発航路のみではなく、他国

発南ア向けの航路も含まれており、そこで多重賦課が生じている可能性がある（自動車等運搬船）。

（３）その他（今後の事例の蓄積が待たれる点）

日本では特段仕向地が限定されていないため、欧州、シンガポール及びニュージーランドそれぞれとの間で多重賦課が生じている可能性がある。もっとも、本件に関する公取委の命令においては、課徴金の計算方法は公表されていないため、いかなる仕向地のいかなる取引がその算定の根拠になったかは明らかでない（フレイト・フォワーディング）。

南アフリカでは、課徴金の算定対象となった部分は明らかではないが、公表されている司法取引合意書では、British Airways が南ア発着の国際旅客航空サービスについてカルテルを行ったことが認定されており、南ア発・南ア着両方の航路についての売上をベースとして課徴金額が算定された可能性があることからさらなる事例の蓄積が待たれる（旅客・貨物航空）。

南アフリカの競争委員会が課徴金の根拠として認定しているなかには南ア発航路のみではなく、他国発南ア向けの航路も含まれており、そこで制裁金等の多重賦課が生じている可能性がある。ただし、南アフリカでは NYK 及び WWL いずれも和解により課徴金を支払っているため、この点が争われた場合にどのような判断が下されるのかは明らかではない。また、米国においては、罰金額の算定の根拠の詳細は明らかではないものの、公表文では米国から輸出された自動車輸送の売上高の額が認定されており、これが金額算定のベースとなっているものと推測されるが、いずれにしてもさらなる事例の蓄積が待たれる（自動車等運搬船）。

４．指標カルテル

マーケット指標に関するカルテルからは、化学品であるポタシュをめぐる事件、金融商品の価格を決定する際の基準金利をめぐるカルテル事件について取り上げる。

４－１．ポタシュ⁸⁴

（１）事実関係

本件は、原告の主張によれば、ポタジウムを多く含むミネラルないし化学品であるポタシュについて、OPEC などと同様の価格の指標を定めるカルテルが行われていたとするものである。

米国では、民事訴訟として、ポタシュの直接購買集団原告及び間接購買集団原告らが、

⁸⁴ Minn-Chem, Inc. v. Agrium, Inc., 683 F.3d 845 (7th Cir. 2012) (en banc)

カルテルに関与したとされる主要なポタシュ製造販売業者に対して訴訟を提起している。原告の主張によれば、Potash Corporation of Saskatchewan (加)、Mosaic Company (米)、Agrium (加)、Uralkali (露)、Belaruskali (ベラルーシ)、Silvinit (露)、IPC (Silvinitの独占的販売者) (露) の7社は、2008年にポタシュの世界生産の71%を占めていた。

ポタシュはカナダと旧ソ連邦においてその半分以上が生産されているが、中国と米国が二大消費国である。米国では、需要量の85%が輸入により賄われている。そして、ブラジル、インド及び中国等に対して販売される価格は米国への輸入価格のベンチマークとして機能していたという特殊性を有する。原告の主張によれば、被告らは共同して中国・ブラジル・インド市場におけるポタシュの価格を引き上げていたほか、合弁会社の運営や事業者間の定期的な会合、さらには業界団体の会合を通じて共謀を行っており、生産量の削減等を図っていたと主張されている。その結果、2003年から2008年の間にポタシュの価格は6倍になったとされる。

被告がFTAIAの要件を満たさないことを理由とする訴え却下の申立て(Motion to dismiss)をしたのに対して、地裁判決はこれを排斥したが、第7巡回区控訴裁判所のパネルは地裁の判断を覆す判断を行った。これに対して、同控訴裁判所が全員判決でパネルの判断を覆して、地裁の判断を支持した。

(2) 判決内容

控訴裁判所の全員判決は、FTAIAにつき、管轄権についてではなく、実体要件を定めたものであること(その結果、主張できる時期等に制限が課されることになる)及び、国内効果例外の要件である「直接的」について「直近の結果(immediate consequence)」ではなく、「合理的に相当な因果関係を有する(reasonably proximate causal nexus)」を意味し、かけ離れた(remote)場合を除こうとするものであるとの画期的な判断を行った。

その上で、被告らの行為のうち、輸入例外⁸⁵に該当しない行為、たとえばカナダの法人であるCanpotexは米国に対しては直接の販売は行っていなかったが、供給を限定することにより中国の顧客に対する販売価格を引き上げるなどしていたことが、米国反トラスト法の対象となるかを検討した。判決は、ブラジル、インド及び中国に対して交渉された価格がほぼただちに米国の輸入価格に反映され、米国の価格が独立していたとは主張されていないことから、上記の意味での「直接的」の要件を満たし、国内効果例外としてシャーマン法を適用することができると結論付けた。

さらに、同判決は、特に本件のような天然資源の事案においては、違反行為者の本国は、カルテルを摘発するインセンティブを有さず、影響を受けた顧客が所在する国が、摘発を行うより良い立場にあるとも指摘している。

なお、本件の原告には間接購買者が含まれているが、イリノイ・ブリック事件最高裁判決の理論により連邦法の下での救済が認められないことから、これら原告の主張は主に州法上の救済に関わるものであるとして、本判決の対象とはされていない。

⁸⁵ なお、同判決は、いわゆる「輸入例外」は、米国に輸入する行為は、通常のシャーマン法の対象となるにすぎず、「例外」と呼ぶことがふさわしくないことを指摘する。

(3) 整理・分析

本判決は、国内効果例外に関する要件について目新しい判断をしているが、原告が主張しているものの多くは、輸入例外に該当し、シャーマン法を適用できることが明らかなものであったとされる。

本件は、上記の連邦控訴裁判所の全員判決が指摘するとおり、米国外の原告が米国内での効果が生じていることを理由に損害賠償を求めたエンパグラン事件とは反対に、米国内の原告が米国内で購入された商品に関して、米国外で行われた行為が米国内にも効果を生じていたと主張したケースである。その意味では、米国内に直接輸入を行っていなかった事業者も、FTAIAの国内効果例外により米国反トラスト法上の責任を負う可能性があることは明らかになった。もっとも、あくまでそのような事業者が、自らが実際に商品を販売した法域での責任に加えて米国において負う責任は、米国内の顧客に対して米国内販売により生じた損害賠償の連帯責任である。すなわち、本判決は、米国外で販売されたものを損害賠償の対象に加えようとするものではなく、同一の事業者が同一の売上に対して複数の法域で責任を負うという意味での多重賦課を生じさせるものではないと考えられる。ただし、指標カルテルにおいて、複数の国に所在する購買者が請求してきた場合、市場が一体として評価される結果、その場合複数の法域の競争法が交錯する局面は増加すると思われ、制裁の重複とみられるケースが生じる可能性はありうる。

4-2. 銀行間取引金利 (LIBOR)

(1) 事実関係

本件は、デリバティブ取引をはじめとしたあらゆる金融商品の価格を決定する際の基準金利となる LIBOR (ロンドン銀行間取引金利)、ユーロ建て金融商品の価格を決定する際の基準金利となる EU LIBOR (欧州銀行間取引金利)、円建て金融商品の価格を決定する際の基準金利となる JPY LIBOR (円 LIBOR) 及び TIBOR、並びにスイスフラン建て金融商品の価格を決定する際の基準金利となる CHF LIBOR (スイスフラン建て LIBOR) 等、多数の基準金利について、金融機関同士で調整が行われたことにより、各基準金利を参照する金融デリバティブ商品に関するカルテルが行われていたという事案である。なお、上記各基準金利に関するカルテルは一連のカルテル事件であるものの、それぞれ時期及び違反行為者を異にする別の事案である。また、上記基準金利は、いずれも複数のパネル銀行が提示した基準金利をベースに算出されるものであり、以下で違反行為者とされている金融機関は、Martin Brokers (以下「RP マーティン」という。)(英)を除き、いずれも対応する基準金利に係るパネル銀行である。

欧州においては、まず、EU LIBOR について、Deutsche Bank (以下「ドイツ銀行」という。)(独)、Royal Bank of Scotland (以下「RBS」という。)(英)、Société Générale (以下「ソシエテジェネラル」という。)(仏) に対して制裁金の支払いを命じる決定がなされている。なお、Barclays Bank (以下「バークレイズ銀行」という。)(英) は違反行為者として認定されているが、カルテルの存在を委員会に対して明らかにしたことから制裁金は全額免除されている。次に、JPY LIBOR についても、同時期に、ドイツ銀行、RBS、Citigroup (以下

「Citi」という。) (米)、及び JP Morgan (以下「JP モルガン」という。) (米) に対して制裁金の支払いを命じる決定がなされている。なお、UBS (以下「UBS」という。) (スイス) は違反行為者として認定されているが、カルテルの存在を委員会に対して明らかにしたとして、制裁金は全額免除されている。また、CHF LIBOR については、2014 年 10 月、欧州において、UBS、JP モルガン、Credit Suisse (以下「クレディスイス」という。) (スイス) に対して、制裁金の支払いを命じる 2 つの決定がなされている。なお、いずれの決定においても、RBS は違反行為者として認定されているが、カルテルの存在を委員会に対して明らかにしたとして、制裁金は全額免除されている。

米国においては、複数の捜査当局が異なる金融機関に対して異なる根拠で制裁を課している。パークレイズ銀行は、LIBOR 及び EULIBOR に関して、2012 年 6 月、米国司法省刑事局 (Criminal Division) との間で 1 億 6000 万米ドルを支払う不起訴合意を締結した。UBS は、LIBOR に関して、2012 年 12 月、米国司法省刑事局との間で、親会社の UBS AG が 4 億ドルを支払う不起訴合意を締結するとともに、その日本子会社である UBS Securities Japan Co. Ltd. が、通信詐欺 (wire fraud) についての有罪を認め、1 億ドルの刑事罰金を支払う旨の司法取引合意が締結された⁸⁶。Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B. A. (Rabobank) (蘭) は、LIBOR 及び EULIBOR に関して、2013 年 10 月、米国司法省刑事局詐欺課 (Fraud Section) 及び米国反トラスト局との間で、3 億 2500 万米ドルを支払う起訴猶予合意を締結した。RBS は、JPY LIBOR に関して、2014 年 1 月、その日本子会社である RBS Securities Japan Ltd. が、通信詐欺についての有罪を認め、5000 万米ドルの刑事罰金を支払う旨の司法取引合意を締結したのに加え、親会社の RBS plc が、1 億米ドルを支払う起訴猶予合意を締結した⁸⁷。Lloyds Banking Group plc (英) は、LIBOR に関して、2014 年 7 月、通信詐欺について略式起訴され (information)、米国司法省との間で 8600 万米ドルを支払う旨の司法取引合意を締結したが、同事案の公表は司法省刑事局のほか米国反トラスト局等の連名となっている。さらに、ドイツ銀行は、LIBOR に関して、2015 年 5 月、その子会社である DB Group Services (UK) Limited (英) が通信詐欺で、米国司法省刑事局詐欺課及び米国反トラスト局との間で、1 億 5000 万米ドルを支払う旨の司法取引合意を締結するとともに、ドイツ銀行は、LIBOR に関する価格操縦と、JPY LIBOR に関するシャーマン法違反となる共謀を行ったとして、米国司法省刑事局詐欺課及び米国反トラスト局との間で、6 億 2500 万米ドルを支払う旨の起訴猶予合意を締結した。

(2) 決定内容

欧州では、まず EU LIBOR について、2013 年 12 月 4 日、欧州委員会により、違反行為者は、互いに情報交換のうえ提示する EU LIBOR を調整しており、それによって EU 建てのデリバティブ商品についてカルテルを行っていたと認定された。賦課された制裁金額は総額 10 億 4274 万 9000 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。

⁸⁶ UBS AG の合意は 5 億米ドルであったが、そこから UBS Securities Japan Co. Ltd. が支払う金額を控除するとされた。

⁸⁷ RBS plc の合意は 1.5 億米ドルであったが、そこから RBS Securities Japan Ltd. が支払う金額を控除するとされた。

違反行為者	制裁金額(ユーロ)	減免率
ドイツ銀行	465,861,000	40%
ソシエテジェネラル	445,884,000	15%
RBS	131,004,000	60%
バークレイズ銀行	0	100%
合計	1,042,749,000	

次に、欧州委員会は、同日、JPY LIBOR（及び一部行為については TIBOR も対象とされている。YIRD とともに総称されている。）について、違反行為者は、互いに情報交換のうえ提示する JPY LIBOR を調整しており、それによって円建てのデリバティブ商品についてカルテルを行っていたと認定された。課された制裁金額は総額 6 億 6971 万 9000 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。もっとも、これらの EU LIBOR 及び JPY LIBOR を参照するデリバティブ商品に関するカルテルについては、制裁金算定の基礎は公表文から明らかでない。

違反行為者	制裁金額(ユーロ)	減免率
ドイツ銀行 (2つの違反行為)	259,499,000	各違反行為につき 45%及び 40%
JP モルガン (1つの違反行為)	79,897,000	10%
RBS (3つの違反行為)	260,056,000	各違反行為につき 35%
Citi (3つの違反行為)	70,020,000	各違反行為につき 100%、50%、45%
RP マーティン ⁸⁸ (1つの違反行為)	247,000	35%
UBS (5つの違反行為)	0	全ての違反行為につき 100%
合計	669,719,000	

さらに、CHF LIBOR については、まず違反行為者は、互いに情報交換のうえ、各銀行が提示する CHF LIBOR を調整しており、それによって CHF LIBOR を参照するスイスフラン建てのデリバティブ商品についてカルテルを行っていたとされた。制裁金額は、JP モルガンが 6167 万 6000 ユーロとされている。なお、上記(1)のとおり、RBS は違反行為者として認定されているものの、制裁金は全額免除されている。当該制裁金算定の基礎としては、違反行為者が違反行為期間中に得た収入に、当該違反行為者が EEA 域内に所在する顧客と行った全取引カルテルの対象となった商品の占める割合を乗じた額を用いるべきことが決定文に明記されている。

加えて、CHF LIBOR 及び CHF TOIS（スイスフラン翌日無担保レート）について、違反行為者は互いに情報交換のうえ、CHF LIBOR 及び CHF TOIS を調整し、それによって 24 か月

⁸⁸ RP マーティンは、本件違反行為に関わっていないその他のパネル銀行を利用して違反行為を行っていたと認定された。

満期のスイスフラン建て短期店頭デリバティブ⁸⁹商品について、顧客に販売する場合と違反行為者間で取引する場合の差額 (bid-ask-spreads と呼ばれる。) を調整するカルテルを行っていたとされた。制裁金の総額は 3235 万 5000 ユーロであり、その内訳は下表のとおりである。当該カルテルにおける制裁金算定の基礎としては、EEA 域内に所在する顧客と締結した同商品の想定元本を基に計算された、各違反行為者の売上が用いられている。

違反行為者	制裁金額(ユーロ)	減免率
UBS	12,650,000	10%
JP モルガン	10,534,000	10%
クレディスイス	9,171,000	10%
RBS	0	100%
合計	32,355,000	

米国では、ドイツ銀行による起訴猶予合意を除き、米国反トラスト法 (シャーマン法) が根拠として明示されているわけではない。また、米国司法省刑事局のみが合意の主体として認定されている事案も複数みられる。この点、本件にかかる一連の捜査は米国司法省刑事局及び反トラスト局を含む複数の機関・部門による共同捜査に基づいて行われたものであり、各社の支払額が米国反トラスト法違反を根拠としているのか、根拠としているとしても支払額のうちどの部分が米国反トラスト法違反によるものかは判然としない。さらに、各社の支払額がいかなる売上をその算定の基礎としているかについても、公表文からは明らかでない。

(3) 整理・分析

本件では、カルテルの対象はいずれも各指標を参照する各デリバティブ商品であり、制裁金等の算定にあたっては、欧州における EU LIBOR 及び JPY LIBOR 並びに米国における LIBOR について、必ずしも算定基礎が公表文上明確でないため、もし同じ指標を参照する各デリバティブ商品が他の法域で問題とされた場合には、違反行為の対象が重複する可能性がある。もっとも、CHF LIBOR に関係する 2 つの事例においては、いずれも EEA 域内に所在する顧客に対して販売された金融商品の額がその計算の基礎とされており、各法域との重複が生じないよう限定がされていると考えられる。

仮に、ある法域において売上が存在しない違反行為者に対して制裁金等を賦課する場合には、市場分割カルテルの場合のように当該違反行為者の世界シェア等を参照することもあり得ると考えられるが、本件ではそのような状況が生じる事案ではなかったことから、実際にどのような計算手法がとられるかは不明である。

また、民事訴訟においては、当該法域で売上がない違反行為者であっても、域内で生じた損害について連帯責任を負うものと考えられるため、損害額の算定等に不都合が生じる可能性は高くないと考えられる。

⁸⁹ 店頭デリバティブとは、証券取引所などの公開市場を介さず、当事者同士が相対で取引を行うデリバティブをいう。

4-3. 小括

(1) 当局の判断等から明らかになった点

ポタシュ事件では、米国内に直接輸入を行っていなかった事業者も、FTAIA の国内効果例外により米国反トラスト法上の責任を負う可能性があることは明らかになったものの、米国外で販売されたものを損害賠償の対象に加えようとするものではないため、行政・刑事事件と同様の多重賦課は起こりにくいと考えられる（ポタシュ）。

LIBOR 事件では、EEA 域内に所在する顧客に対して販売された金融商品の額が制裁金算定の基礎とされた（LIBOR）。

(2) その他（今後の事例の蓄積が待たれる点）

米国では、違反行為を行った企業（銀行）に対する罰金額について、いかなる売上をその算定の基礎としているかは、公表文からは明らかではなく、また、欧州では EU LIBOR、JPY LIBOR を参照するデリバティブ商品に関するカルテルについては、制裁金算定の基礎は公表文からは明らかでないことから多重賦課の可能性については今後の事例の蓄積が待たれる。

一方で、必ずしも制裁金算定の基礎は公表文からは明らかでないものの、CHF LIBOR に関係する 2 つの事例においては EEA 域内に所在する顧客に対して販売された金融商品の額を制裁金算定の基礎としており、このことから少なくとも米国と欧州との関係においては、多重賦課は生じないものと推測できる（LIBOR）。

IV. おわりに

本調査で示したとおり、域外適用に関して、基本的に各国とも自国域内での売上高を基礎として制裁金等を算定しつつ、一定の方法で域外における売上高を制裁金等の考慮に加えており、この限りにおいては各国の運用方針は一致している。しかしながら、具体的にどのような範囲を適用の対象とし、また具体的にどのように制裁金を賦課するかについては、各国の方針が大きく異なっている。このように、カルテルに対する対応は国・地域により一様とは言いがたい。

複数の競争当局が同じ事件を執行することにより生じる課題は、おおよそ次のように整理できると思われる。

- ・ 市場分割において一部の国がみなし売上高で制裁を課すことは、同一事件において実際の売上高に基づく制裁金よりも増額される事業者と減額される事業者が生じることになり、事業者間の公平性を欠く。
- ・ 部品カルテルにおける間接販売や交通サービスカルテルにおける自国着の取引を制裁金の対象とすることは、制裁金の対象が事実上重複する。
- ・ 輸出を伴う間接販売を制裁金の対象とすることは、取引が国内にとどまる場合には直接

販売のみが制裁の対象となることと比して、均衡を失する。

- ・ 重複に関する考慮は運用上行われているが、基本的に当局の裁量によるものであって、透明性ないし事業者にとっての予見可能性を欠く。

今後、競争法の域外適用はより一層広がるものと考えられる。域外適用については、日米欧は、それぞれその程度や範囲についての考え方を異にしているものの、経済活動が国際化している現在、域外適用の必要性は認識されている。

しかしながら、制裁金等の多重賦課により、事業者の事業活動に対して過度の負担が生じる場合には、健全かつ公正な通商・経済活動を萎縮あるいは阻害するものになるばかりでなく、国際的な法の安定性・実効性を損なうことにもなりかねない。そのため、二重処罰には該当しないとしても、域外適用は既にその運用調整を図る段階に入ってきていると思われ、これに関する競争当局間での交渉、調整、協定の締結等が求められるところである。また、本報告書では扱わなかったが、個人に対する刑事処罰に対しても同様に検討されるべきであろう。

現在、日本の独占禁止法にも、諸外国の法制と同等に裁量型課徴金制度を導入することを検討すべきとの声がある。その導入の検討の際には、競争当局が課徴金額を算定する際の考慮要素の一つとして、独占禁止法審査手続についての懇談会報告書で示された調査に協力するインセンティブへの問題だけでなく、本報告書で取り上げた競争法の重畳適用・制裁金等の多重賦課により生ずる課題への解決手段としても有効に機能するように、制度が設計されることが期待される。